

平成29年度研究報告書

ルーマニア・ドイツの
児童福祉制度視察報告書

I. ルーマニア編

川松 亮（子どもの虹情報研修センター）

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

（日本虐待・思春期問題情報研修センター）

平成29年度研究報告書

ルーマニア・ドイツの 児童福祉制度視察報告書

I. ルーマニア編

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

I. はじめに	1
II. ルーマニアの児童福祉の現状	3
III. 視察報告	
1. ルーマニア労働社会司法省児童保護及び養子縁組庁	13
2. ブカレスト市第1区社会福祉・児童保護局	19
3. 社会的養護下にある障がい児施設	25
4. SOS 子どもの村ルーマニア	27
5. セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニア	31
6. 子どものための NGO 連合組織	36
7. Anais 家庭内暴力防止、家族支援組織	39
資料	45

I. はじめに

2017年9月19日から9月31日まで、資生堂社会福祉事業財団主催の第43回児童福祉海外研修に同行する機会を得た。これは、同財団と子どもの虹情報研修センターとの協定に基づき、海外派遣研修の充実のために企画段階から参画して協働し、当センターから情報提供や助言を行うとともに、海外視察で得られた情報を共有することとなったことにより実現したものである。同財団のご尽力とこのような機会をご提供いただいたことに心からお礼を申し上げたい。

本報告書は、同財団が発行する報告書とは別に、子どもの虹情報研修センターとして独自にまとめたものである。一部の原稿や資料は両報告書に共通して掲載している。

ルーマニアは、チャウシェスク政権崩壊後に大規模施設での施設養育のあり方が国際的に問題とされ、その後に海外で養子縁組されたりルーマニア国内で里親委託された子どもの追跡調査を欧米の研究者が行って、愛着に関する研究に重要な知見をもたらすことになった国である。その国での児童福祉と要保護児童対策、そして社会的養護が現在どういう方向性で営まれているのかを調査することが今回の視察の大きな目的であった。

欧米の研究がルーマニアの今日の児童福祉にどう活かされているのかという点では、あまり情報を得ることができなかったのは意外であったが、それでもルーマニアが近年歩もうとしている取り組みが明らかとなり、大変興味深い視察となった。日本のこれからの社会的養護を考える上でも重要な情報を得ることができたと思う。

以下に、ルーマニア視察の概要をまとめて報告としたい。

最後に、このような重要な情報を収集する機会を与えていただき、また報告書作成でご協力いただいた資生堂社会福祉事業財団と、ともに視察し刺激を与え合った第43期研修団員のみなさん、そして団長の久保田まり先生にあらためて感謝の意を表したい。

* 『2017年度第43回資生堂児童福祉海外研修報告書～ルーマニア・ドイツ児童福祉レポート～』（公益財団法人資生堂社会福祉事業財団、2018年3月31日）参照。

視察スケジュール

月日	時間	視察先
9月19日	24:00 ころ	ドイツのフランクフルトを經由してルーマニアの首都ブカレスト空港に到着
9月20日	11:00～12:30	ルーマニア労働社会司法省児童保護及び養子縁組局
	13:30～14:30	子どものためのNGO 連合組織 FONPC
	15:00～16:30	家庭内暴力防止、家族支援組織 ANAIS
9月21日	9:00～11:00	社会福祉・児童保護ブカレスト市1区局
	11:30～13:00	社会的養護下にある障がい児施設 Casa Bradut
9月22日	9:00～10:30	SOS 子どもの村ルーマニア
	11:00～12:30	セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニア
9月24日	13:55	ブカレスト空港発、フランクフルト経由で次の訪問先ベルリンへ移動。

Ⅱ. ルーマニアの児童福祉の現状

1. ルーマニアという国

ルーマニアはヨーロッパ南東部にあり、セルビア、ハンガリー、ウクライナ、モルドバ、ブルガリアと国境を接し、東は黒海に面している。国のほぼ中央をカルパチア山脈が逆L字型に走っており、山脈に囲まれた北西部にはトランシルヴァニア平原がある。セルビア、ブルガリアとの国境にはドナウ川が流れている。国土は山地と丘陵地と平地が3分の1ずつを占める。



ルーマニアの位置 (ウィキペディアから)



ルーマニア周辺国とブカレストの位置
(外務省ホームページのルーマニア基礎データから)

面積は約23.8万平方キロメートルで日本の本州とほぼ同じである。人口は2016年に約1,976万人で、首都はブカレスト（人口約210万人）である。民族はルーマニア人が83.5%で、ハンガリー人が6.1%、ロマ人が2%などとなっている。言語はロマンス系の言語であるルーマニア語が公用語となっている。宗教はルーマニア正教が81%、プロテスタントが6.2%、カトリックが5.1%、その他となっている。

現在の国土は、古代ローマ帝国の属州ダキアにあたり、ルーマニアの国名の由来は「ローマ人の国」という意味である。中世にはワラキア、モルダヴィア、トランシルヴァニアの3公国があり、オスマン帝国やハプスブルク家の支配下にあった。ドラキュラのモデルになったワラキア公国のヴラド・ツェペシュ王がオスマン帝国と戦ったのは15世紀である。1878年に独立してルーマニア王国が成立する。第2次世界大戦後に王政を廃止し、1947年にルーマニア人民共和国となり、1965年にルーマニア社会主義共和国に改称する。その後、ニコラエ・チャウセスクの独裁政権が始まった。

1989年の東欧革命の中でチャウセスク政権が崩壊し、ルーマニ



ブカレスト市内にある
ツェペシュ王像

アと改称され、ルーマニアの政治・経済改革が始まった。その後の経済混乱期を経て、2007年のEU加盟を目指して様々な制度政策が整備されていった。現在では経済成長率5%、失業率6%（いずれも2016年）の水準となっている。主要産業は農業を始めとした第一次産業であるが、石油などのエネルギー産業も盛んである。ひとり当たり名目GDPは9,493.42米ドルであり、190か国中68位となっている（2016年IMF、なお日本は38,882.64米ドルで22位である）。（以上、日本外務省ホームページのルーマニア基礎データ及びウィキペディアのルーマニア情報から）

2. なぜルーマニア視察をしたのか

この質問を訪問先のルーマニアの方からも投げかけられた。今なぜルーマニアに関心を持って視察を行ったのかという目的は、次の2つの研究から得られた知見がどう活かされているかを確認することにある。すなわちチャウセスク政権崩壊後の1990年代以降に行われた、イギリス・ルーマニア養子縁組調査とブカレスト早期介入プロジェクトの2つの研究である。前者はチャウセスク政権崩壊後にイギリスの家庭に養子縁組された165人の子どもたちの追跡調査であり、後者はブカレストで里親養育された子どもたちを追跡調査し、施設養護の子どもと一般の子どもと比較対照した研究報告である。

まずチャウセスク政権下での施設養護の状況に触れなければならない。チャウセスクはルーマニアの経済力を高めようと「人的資本」を創出するための人口増加政策をとった。そのために避妊と妊娠中絶を禁じた。1966年のことである。そして子どもが4人以下の家庭には「独身税（少子税）」を課し、出産年齢の女性が働く職場に政府の医師（メンストゥルアル・ポリス（月経警察）と呼ばれた）が向いて婦人科検診を行い、子どもを産んでいるかチェックした¹。出産率は激増したが、ルーマニアの家庭は貧しく子どもを育てられなかったため、多数の乳幼児が国営の大型施設に遺棄された。1989年にはそうした施設で17万人以上の子どもが暮らしていたとされる。この大規模施設の養育環境が劣悪であり、そのことがチャウセスク政権崩壊後に報道され、「チャウセスク・ベビー」という呼び方もされて国際的なショックを与えたのである。

私たち視察団の通訳を務めてくれたフロリン・ポペスク氏によると、ルーマニア国内では「チャウセスク・ベビー」という言葉は使われていないそうである。ルーマニアではこうした子どもたちは「デクレツェイ」と呼ばれていると説明があった。つまり中絶禁止令後に生まれた子どもという意味である。そして1967～1970年に生まれた人が団塊の世代となっており、その一部が捨て子となったと話された。

こうした子どもたちの中で、チャウセスク政権崩壊後にイギリスの家庭に養子縁組された子どもたちがあり、その発達の経過を追跡したのが、マイケル・ラターらの養子縁組研究である。その結果は、ラターの『イギリス・ルーマニア養子研究から社会的養護への示唆－施設から養子縁組された子どもに関する質問』（上鹿渡和弘訳、福村出版）にまとめられている。

ルーマニアからの国際養子縁組は、2004年の「養子縁組の法的地位に関する法律」（273号法）の

1 C.A. ネルソン、N.A. フォックス、C.H. ジーナ「チャウセスクの子どもたち 育児環境と発達障害」『日経サイエンス2013年8月号』

制定によって禁止された。一方で EU 加盟を目指すルーマニアは、大規模施設の廃止に動き始め、1998 年からは里親養育を開始していた。このような時期にネルソン、フォックス、ジーンらアメリカの研究者によるブカレスト早期介入プロジェクトが開始された。2001 年のことである。12 歳まで追跡調査をした結果として、里親養育による介入モデルでは、施設養育の負の後遺症や弊害の多くが効果的に改善されているが、すべてが改善されるわけではないことが確かめられている²。

今回の視察は、こうした国際的な研究の結果が、現在のルーマニアの児童福祉にどう反映し活かされているのかを確認することが一つの目的であった。

3. ルーマニア社会点描

日頃は緑の少ない東欧の国ルーマニアの首都ブカレストまで、中継地のフランクフルトから飛行機で 2 時間、私たち研修生は不安と期待を抱きながら到着した。治安に関する心配な事前情報を持ちながら歩いた首都の街は、「昭和の団地」を彷彿とさせる古びた雰囲気を漂わせていた。車が道の両側にびっしりと駐車されている中を野犬が歩いている光景に、この国がヨーロッパの中では後進国に位置付けられていることがうなづかれた。ただ、かつて「東欧のバリ」といわれた中心部の街並みは、風格ある建物が並びきれいに整備されていた。

上記のように、ルーマニアの政治・経済の改革が始まってからまだ 20 年経っていない。EU 加盟に向けて急速に制度整備が進められてきたが、まだ他のヨーロッパ諸国に比べると後進性を持っている。子どもの貧困率は最も高いグループに属し、2016 年のユニセフの資料では 24.3% である（図 1 参照）。人口の 2% とされるロマ人は、社会的な差別を受けたり低所得階層が多くなっている。一方で、視察中に訪れた高級住宅街のショッピングモールは巨大で華やかであり、貧富の格差の大きさを感じさせられた。ルーマニアの平均賃金は 2,100 レイ（1 レイは 2018 年 4 月現在約 28 円）と通訳の方は話していた。

共産党政権であったためか、医療や教育は無料となっている。義務教育はこれまで 10 年だったが、2017 年から 0 年生が始まり 11 年となった。

民主化されたとはいえ官僚主義の名残があって汚職が未だにはびこっていると通訳の方の説明があった。首都ブカレストと農村部では社会状況が大きく異なり、農村部では現在も父権が強く家事育児は母親がするものという意識が強いとのこと。農村部ではスペインやイタリアへの出稼ぎが多く、そのために子どもが置き去りになることが社会問題となっていると訪問先では聞いた。一方ブカレストでは共働きが多く、保育の場が少ないとのことであった。小学校が半日で終わり、子どもの誘拐も多いため、保護者は子どもの送迎に手を取られていると通訳の方は語っていた。

2 研究の内容と結果については、「乳幼児期の施設養育がもたらす子どもの発達への影響について“チャウセスクの子どもたち”～ブカレスト早期介入プロジェクト（BEIP）からの教訓～」（公益財団法人日本財団報告書、2015 年 3 月 31 日）、「乳幼児の養育になぜアタッチメントが重要なのか～アタッチメント（愛着）障害とその支援～」（公益財団法人日本財団報告書、2016 年 3 月 31 日）に詳しい。また、久保田まり「ルーマニアにおける社会的養護の問題：ブカレスト早期介入プロジェクトを通じた考察」『2017 年度第 43 回資生堂児童福祉海外研修報告書～ルーマニア・ドイツ児童福祉レポート～』公益財団法人資生堂社会福祉事業財団、2018 年 3 月 31 日を参照。

順位	国名	相対的所得ギャップ	子どもの貧困率（中央値の50%）
1	ノルウェー	37.00	4.5
2	アイスランド	37.76	6.4
3	フィンランド	38.34	3.7
4	デンマーク	39.54	4.8
5	チェコ	39.62	6.3
6	スイス	39.64	7
7	英国	39.94	9.3
8	オランダ	40.64	5.7
9	ルクセンブルク	41.21	13
10	アイルランド	41.49	6.9
11	オーストリア	41.87	9.6
12	ドイツ	43.11	7.2
13	フランス	43.95	9
14	オーストラリア	44.75	9.3
15	韓国	45.74	8
16	スウェーデン	46.23	9.1
17	ニュージーランド	46.52	11
18	キプロス	47.19	9.1
19	スロベニア	47.29	8.3
20	マルタ	48.21	14.5
21	ハンガリー	48.34	15
22	ベルギー	48.41	10.1
23	ポーランド	51.76	14.5
24	カナダ	53.19	16.9
25	スロバキア	54.21	13.7
26	クロアチア	54.59	14.8
27	リトアニア	54.81	17.8
28	エストニア	55.55	12.4
29	トルコ	57.07	22.8
30	米国	58.85	20
31	チリ	59.03	26.3
32	ラトビア	59.66	16.3
33	ポルトガル	60.17	17.4
34	日本	60.21	15.8
35	イタリア	60.64	17.7
36	スペイン	62.62	20.2
37	イスラエル	64.58	27.5
38	ギリシャ	64.69	22.3
39	メキシコ	65.00	24.6
40	ブルガリア	67.01	23.1
41	ルーマニア	67.08	24.3

図1 各国の所得格差の順位表（ユニセフ／ノチェンティ研究所レポートカード13「子どもたちのための公平性 先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表」2016年）

4. ルーマニアにおける児童福祉システム

チャウセスク政権崩壊後から今日までのルーマニア児童福祉の歴史的経緯は14～15ページの表2を参照いただきたい。

ルーマニアの児童福祉行政は、国・県及びブカレスト市の区（全国に47）・市町村（全国に約3,600）の三層になっている。国では労働社会司法省の傘下にある児童保護及び養子縁組局（ANPDCA）が、

法律制定や規則の決定などを行っている。41 の県とブカレストの 6 区には社会福祉・児童保護局 (DGASPC) が置かれており、社会福祉に関する広域の業務を担っている。要保護児童対策はこの県・区局 (DGASPC) が担当している。市町村は在宅支援や予防サービスを主に実施している。子どもを家庭から分離しなくてよいように支援を行うことが基本となっている。

県・区局 (GDASPC) は 1997 年に設置され、里親 (マターナル・アシスタント) の募集や研修・委託後支援あるいはレジデンシャルサービス (入所施設) の監督や入所児童の支援を行っている。民間団体と連携したサービス提供も行っている。

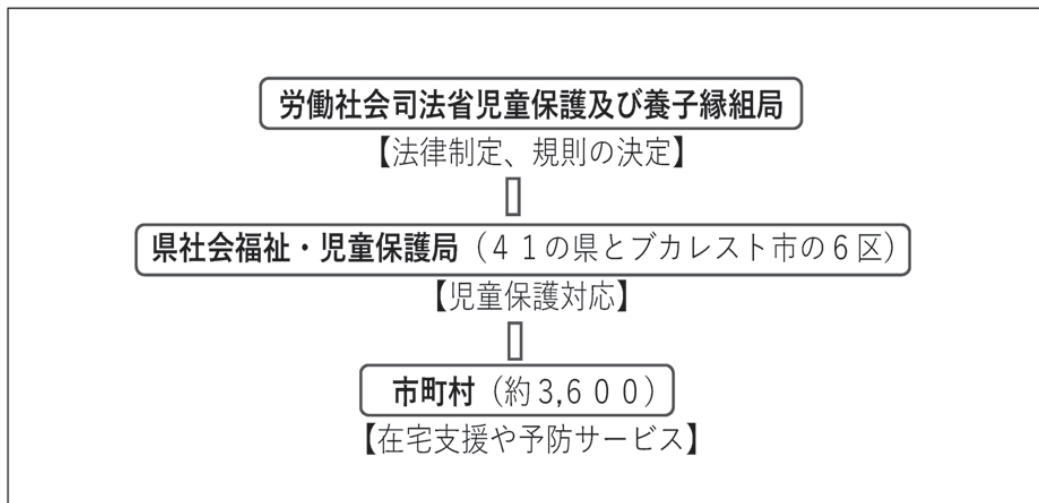


図2 ルーマニアの児童福祉の3層構造

代替的養護に関しては、かつては4省に管轄が分かれていた国営入所施設が、地方分権化の中で1997年に各県・区に移譲された。また、ルーマニアで里親養育が開始されたのは1998年である。現在の国の方針は、大規模施設を2020年までに廃止して小規模施設にすることであり、EUから資金を受けてプロジェクトを展開している。小規模施設は定員12～16名のファミリータイプの施設だが、農村部では子どもが7～8人の家族が多いため、12～16名は多くないと政府担当者が述べていた。その他、高校生・大学生年齢にはソーシャルアパートとして、数人の子どもが生活するタイプの施設が用意されている。

要保護児童対策については、2004年に「子どもの権利の保護及び促進に関する法律」(2004年/272号法)が制定されて整備された。日本に比べて進んでいる点は、国連子どもの権利条約批准が1990年と早いこと、1994年には国際養子縁組に関するハーグ条約を批准し、2004年には体罰禁止が法制化されていることであろう。EU加盟に向けた条件として子どもの権利擁護施策の充実が求められ、1997年ころから急ピッチで整備されたことがうかがわれる。なお先述のように、2004年には養子縁組に関する法律も制定しており、国際養子縁組を禁止している。

2004年272号法では児童福祉の対象者を18歳未満としているが、教育を受けている限り26歳まで支援を受けられる。教育を受けていない場合も、自立した生活を開始するための支援が必要な場合、18歳を超えて2年間まで支援を受けることができる。

社会福祉の専門職については、共産党政権下でソーシャルワークや心理学の大学が閉鎖され、人材が乏しかった。1990年にこれらの大学教育が復活し、1994年に初めての社会福祉専門職（ソーシャルアシスタントと呼ばれている）が卒業した。現在ではソーシャルアシスタントと心理職が県・区局（DGASPC）の要保護児童対策を担っている。その他に、ソーシャルワーカーと呼ばれる高卒資格で一部の業務を担うスタッフがあり、施設で支援にあたる養育者はエジュケーターと呼ばれ専門資格はない。

5. ルーマニアの要保護児童対策

ルーマニアにおける要保護児童対策としての代替的養護は三つの方向性に分かれる。すなわち、親族や知人が養育する場合、里親（マターナル・アシスタント）に措置する場合、レジデンシャルサービス（入所施設）に措置する場合の三つであり、これらが3分の一ずつの件数となっている（図3参照）。県・区局（DGASPC）が調査して方針を決定する。

ルーマニアの要保護児童対策の概要を図示すると以下のようなになるだろう。

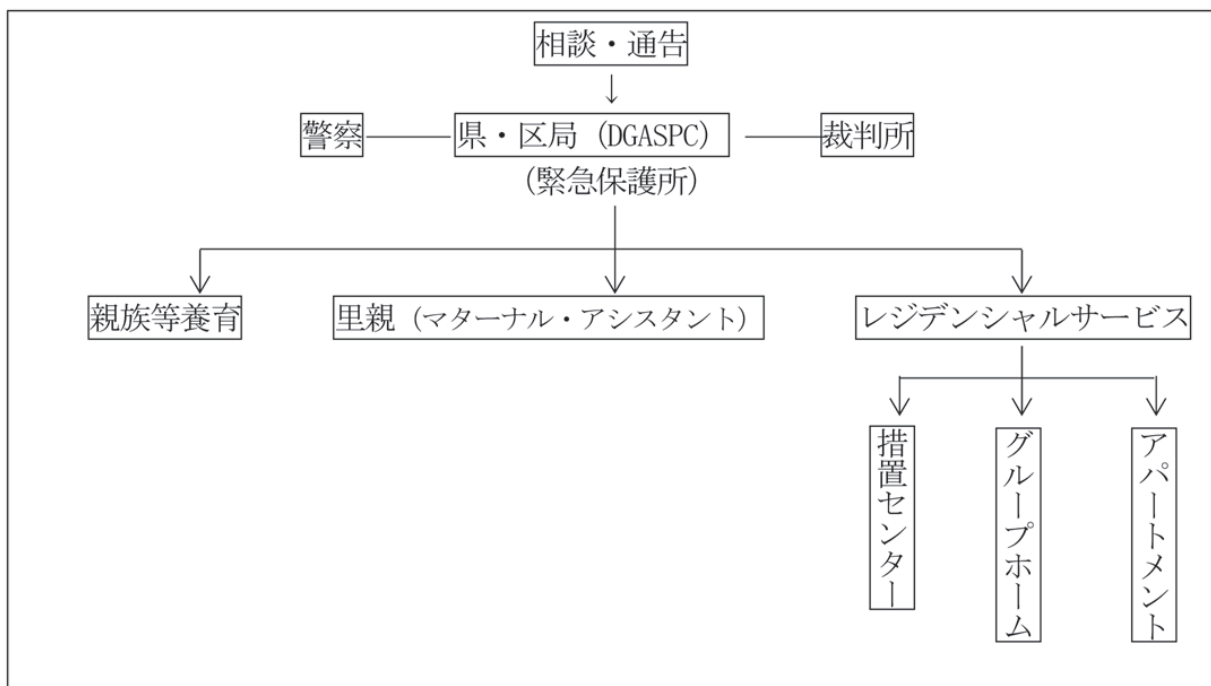


図3 ルーマニアの児童保護の流れ

ルーマニアは総人口約1,987万人であり、18歳未満人口は約373万人である（ルーマニア国立統計研究所、2015年1月1日現在）。それに対して、代替的養護の子どもは、レジデンシャルサービス（施設入所）の子どもが18,901人（33.4%）、ファミリータイプサービス（親族等養育及び里親）の子どもが37,688人（66.6%）（2017年6月30日現在、児童保護及び養子縁組局（ANPDCA）ホームページのDATE STATISTICから）となっている。ファミリータイプサービスの内訳は、里親が18,662

人（全体の 33.0%）、親族による養育が 14,230 人（全体の 25.2%）である。代替的養護の子ども数は 18 歳未満人口比で約 1.5%となり、日本の施設入所・里親委託等児童の 18 歳未満人口比約 0.2%（2015 年）と比べるとかなり高い。

表 1 2017 年 6 月時点での社会的養護児童の総数と内訳（ANPDCA ウェブサイトの資料から作成）
（「2017 年度第 43 回資生堂児童福祉海外研修報告書」から）

種 別		入所数	%	施設数 (公営・民営)
大規模施設 7,402 人 (13.1%)	旧来型の措置センター	3,619 人	6.4%	公 73 民 17
	機能強化した措置センター	3,783 人	6.7%	公 88 民 15
小規模施設 9,884 人 (17.4%)	小規模のグループホーム (家庭的ホーム)	7,611 人	13.4%	公 424 民 279
	アパートメント	2,273 人	4.0%	公 380 民 16
その他の施設 1,615 人 (2.9%)	緊急センター	706 人	1.3%	公 59 民 0
	母—乳児センター	360 人	0.6%	公 53 民 2
	その他のケア（生活スキルの 向上、シェルター機能）	549 人	1.0%	公 43 民 1
●レジデンシャルサービス：18,901 人			33.4%	—
ファミリー タイプサービス 37,688 人 (66.6%)	職業里親	18,662 人	33.0%	—
	親族による養育	14,230 人	25.2%	—
	親族以外の個人や家族	4,796 人	8.5%	—
●ファミリータイプサービス：37,688 人			66.6%	—
総 数		56,589 人	100%	—

代替的養護の子どもが多い背景として棄児の多さがあげられるようであった。ブカレスト第 1 区局（DGASPC - Sect1）でのインタビューでは、保育園を直営し養護目的で入所させているとのことだったが、そのことで子どもの遺棄を防ごうとする意図があると語られた。セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアへの視察でも、子どもの遺棄を予防することが課題として大きく取り上げられていた。遺棄の態様としては、出産病院における遺棄が多いようであるが、一方で EU 加盟後の農村部ではイタリアやスペインへの出稼ぎが多く、そのために子どもを置いていく事例が見られるとのことであった。

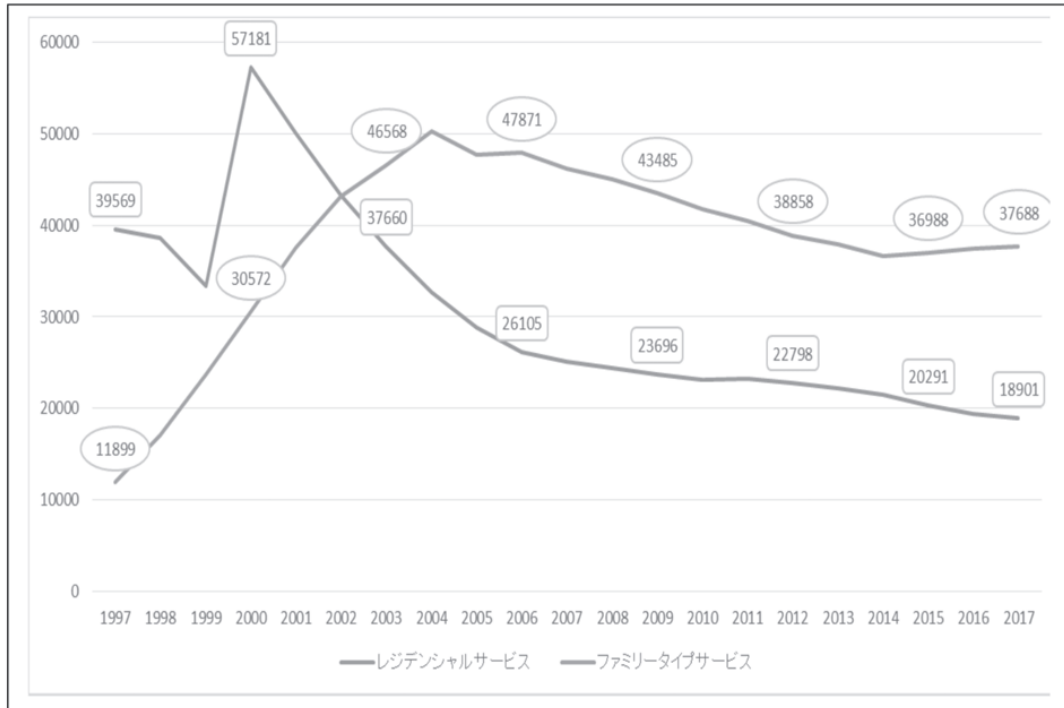


図4 社会的養護児童の入所数の推移（ANPDCA ウェブサイトの資料から作成）
 （「2017年度第43回資生堂児童福祉海外研修報告書」から）

なお、要保護児童は警察と連携して対応し、特に身元の分からない子どもについては警察の手順に従って対応している。また、県・区局（DGASPC）の方針に保護者が不同意の場合や、14歳以上の子どもが不同意の場合は、措置の決定を裁判所が行う。要保護児童対応の優先順位は、まずは家庭で生活できるようにすることだが、措置の場合の優先順位は、親族等による養育、次に里親、そしてファミリータイプの施設、空きがなければ従来の施設という順序であると政府担当者は説明された。さらに、6か月でアセスメントをして、家族が改善したら家庭復帰が第一優先であると述べられた。この他、県・区局（DGASPC）では養子縁組の業務も行っている。

里親（マターナル・アシスタント）は給与を支給され、公務員として位置付けられているのがルーマニアの特徴である。資格はないが、60時間の研修を受けて認定される。里親（マターナル・アシスタント）委託だけではなく、親族等の養育にも手当が給付されており、県・区局による定期的なモニタリングや援助を受けている。里親委託を含めて、このモニタリング期間や再アセスメント期間は日本の児童相談所に比べて短い周期となっている（22ページ）。なお、ルーマニアでは3歳未満は施設入所措置をとれないこととなっている（常に医療観察が必要な子どもは例外）。

ヒアリングで得た情報からルーマニアの里親制度と親族等養育について要点をまとめると以下のようになる。

- ・里親（マターナルアシスタント）は給料（月 2,000 レイ）をもらう公務員。それに 15% の困難勤務手当。（1 レイは約 29 円。ルーマニアの平均給与は月 2,100 レイ。）
- ・資格要件はない。子どもと 18 歳以上開きがあることが条件。
- ・最低 60 時間の研修を受け、県・区局が認定。
- ・里親の活動評価基準があり、それぞれにソーシャルアシスタントのマネジャーがつく。子どもの担当は別のソーシャルアシスタント。
- ・県・区局は月 2 回の訪問が基準。3 か月ごとに社会評価、6 か月ごとに社会心理評価をする。
- ・里子一人につき、月 600 レイの生活費が出る。
- ・子どもの受け入れは二人まで。
- ・親族等養育もソーシャルアシスタントの評価を受ける。
- ・親族等養育にも配属手当が、子ども一人当たり月 800 レイ出る。また、全ての子どもに対する政府支給手当 85 レイも出る。免税や交通機関の無料券もある。医療費はもともと無料。

6. ルーマニア視察を終えて

ルーマニア視察の一つの目的であった、欧米の研究者による調査研究がルーマニア児童福祉にどう活かされているかという点に関しては、実際のヒアリングでは全く聴くことができなかった。説明者の話の中で、そういった情報や見解が述べられることはなく、いくつかの訪問先でこちらから質問を投げかけたが、知られていない様子であった。ただ、アメリカの研究者の研究結果により国の施策に影響があり、3 歳未満の子どもの施設入所はしてはいけないことになったと聴いているという発言を得た訪問先があった。

実際に知られていないのか、それともあえて触れないでいるのかが定かではなかった。ただ、ルーマニアが EU 加盟への条件をクリアするために、2000 年前後から児童保護と代替的養護に関して制度改革を急速に進めてきたことは分かった。そのスピード感は、日本における 2000 年前後からの虐待対応の急速な制度変更（介入権限の強化）に似ているように思えた。

ルーマニアが現在目指している施設規模は、日本でいう中舎制の施設に該当するだろう。それとともに、里親を 3 分の 1 に位置付けているが、里親が職業として営まれているところが大きく異なる。政府のヒアリングの中で、里親を増やす工夫は何かと尋ねたところ、それは給料を出さないと難しいと答えられたのが印象に残った。

また、親族等養育を 3 分の 1 に位置付け、その支援をするとともに手当も支給しているのが特徴であった。日本における今後の里親、とりわけ親族里親の拡大に関して参考になる取り組みだと感じた。

現在のルーマニアでは、子どもの遺棄が課題となっていることが複数の訪問先で語られた。その態様としては、出産医療機関への遺棄と、EU 内諸国への海外就労に伴う子どもの置き去りが多いようだった。「子どもへの権利の保護及び促進に関する法律」（2004 年 /272 号法）の改正により、そうした子どもへの対策が取られてきているようだが、その子どもたちの不登校が問題になっており、その

ためにアフタースクールの取り組みが行われていることが行政及び民間団体のヒアリングで語られた。

また、チャウセスク政権下での中絶禁止令の遺産として、避妊が普及していないようであり、若年出産が多いことも課題として行政及び民間団体のヒアリングで語られた。さらにセーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアのヒアリングでは、ルーマニアの子どもの権利保障状況について批判的な観点から多くの情報を得ることができた。その中では国の統計データの信ぴょう性が乏しいことや、1990年代にEU加盟を急ぐために、ビジョンを持たずに大規模施設を急速に廃止したことが、子どもの権利保障に反したことや、ホームレスの子どもを生み出す結果になったことが語られ（35ページ参照）、印象に残った。これらは行政では聞けない情報であった。

最後に、ルーマニアと日本の社会状況の違いはあるものの、子どもの権利保障のための取り組みでは共感するところが多かった。特に民間団体のヒアリングでは、支援者の問題意識や熱意、そして創造性が強く印象に残り、そうした姿勢が求められていることを改めて感じさせられ、自らを振り返る機会になった。子どもだけではなく家族を支援する取り組みも熱心に展開されていて、国が違っても思いは同じであることを感じることができた。現地で視察を受け入れてくださった方々と、視察の機会を与えていただいた資生堂社会福祉事業財団にあらためて感謝の気持ちを伝えたい。

【参考文献】

- Mariela Neagu「各国の現状把握 ルーマニア」『平成26年度厚生労働省児童福祉問題調査研究事業 社会的養護制度の国際比較に関する研究 調査報告書 第3報』2016.7月
- オヴィジュ・ガブリオヴィッチ「ルーマニアにおける児童のための入所型養護：中東欧における児童保護改革のモデル」マーク・E・コートニー、ドロータ・イワニーク著 岩崎浩三、三上邦彦監訳『施設で育つ世界の子どもたち』筒井書房、2010年
- ルーマニア児童保護及び養子縁組局（ANPDCA）ホームページ（<http://www.copii.ro>）

Ⅲ. 視察報告

1. ルーマニア労働社会司法省児童保護及び養子縁組庁 (Autoritatea nationala pentru Protectia dreptului copilului si Adoptie (ANPDCA) (Ministry of Labor and Social Justice National Authority for the Protection of Child's Rights and Adoption))

訪問日：2017年9月20日

インタビュイー：ガブリエラ・コマン Gabriela Coman（庁長）

エレナ・チューダー Elena Tudor（児童権利保護局長）

クリスティーナ（自治体との連絡調整係）

<http://www.copii.ro/>



庁舎前の入り口で



ヒアリングの様子

ブカレストでの最初の訪問先は政府の児童保護及び養子縁組庁であった。大通りに面した建物は、行政機関とは気づかれない雰囲気だった。中に入ると子どもの絵が多数飾られていた。3人の幹部の方からお話を伺った。いずれも女性だった。庁長の方は、前職が民間の支援団体連合組織の会長であったと後の訪問先で知ることとなった。ルーマニア全体の仕組みについてヒアリングした。

○国と地方自治体の組織

- ・ルーマニアの人口は約 1,900 万人で 0～17 歳までの人口は約 360 万人。
- ・家族の責任の有無にかかわらず養育してもらえない子どもが約 57,000 人。
- ・その子どもたちは3つの方向性をとる。
 - ・管轄の機関で対策
 - ・フォスターファミリー
 - ・施設入所

2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利の保護及び促進に関する法律」(272号法)及び「養子縁組の法的地位に関する法律」(273号法)が制定され、2005年に施行された。現在は両法律を根拠として制度が運用されている。 ・体罰禁止を法制化
2005年	EU加盟に向けて、子どもの養護に多くの資金投入が始まる。子どもの権利擁護がEU加盟のための必須要件であった。
2007年	EU加盟

○政策目標

- ・2020年までに大規模施設をなくし、共同体での対応やフォスターファミリーで子どもを養護する方針。
- ・世界銀行のコンサルティングのもとでEU資金を受けて、大規模施設を廃止するプロジェクトを展開。
- ・2020年までの指標を設定して計画、中央機関が統括。
 - 第一の方針は大規模収容施設をなくす
 - そのために4つのミッションを実施
 - ①教育機関へのアクセスを容易に
 - ②子どもに対する福祉サービスを発展
 - これらによって家族が自立して子どもを養育できるようにする。
 - ③家庭内暴力の防止
 - ④子どもの意見を聴く、非政府団体連盟やユニセフや子どもに意見を聴いて戦略を決める
 - 第二にグローバルパートナーシップに参画—家庭内暴力をゼロにする共同活動、戦略的ゴールは2030年までに家庭内暴力をゼロにする。そのための撲滅政策を立てる。

○政策の進め方

- ・評議会を設置、官庁、子どもの代表、非政府団体、心理学者やアシスタント(社会福祉職)などの協会が参加して政策協議
- ・子どものための生活手当、家族の手当を司る部署がこの局にある
- ・家族の支援をして、それでもリスクのある子どもだけフォスターファミリー等で対応
- ・養子縁組の対象となる子どもはすでにリスクがあるとみなされた子どもであり、養子を迎えたい家族と子どもの準備を進めるのは各県の児童保護局。

○児童保護対策

- ・保護が必要な約57,000人の子どもは3つの方向に分かれる。
 - 3分の1は施設、3分の1がマターナルアシスタント(フォスターファミリー)、3分の1が親

戚などの養育

- ・その中に養子縁組は入っていない。養子縁組成立後は国との支援関係はなくなる。
- ・3歳未満の子どもは施設に入れてはいけない。他の二つの方法で
- ・フォスターファミリーは公務員の位置づけで給与が出る。児童保護局が認定証を出す。
- ・親族などによる養育は、養育するのに適切と児童保護局が判断した親戚、近隣の人、名付け親、子どもが愛着を持っている人などに預ける。無給だが配属手当が出る。
- ・施設は、孤児の収容施設を引き継いだものと、家族タイプのもの、アパートで数人の子どもが生活するものの3種類がある。
もともとの収容施設はなくしていく方向。それはまともな生活ができないため。家族タイプやアパート、フォスターファミリーに移行させる目標。
- ・各県局のソーシャルアシスタントが調査し、年齢、子どものニーズ、県の持っている能力（可能性）によって子どもを配属。配属の決定には裁判所、または各県にある児童養護委員会が、両親の合意のもとで決定する。
- ・子どもの配属後、3か月ごとに更新、環境を考えて維持するか帰るか検討する
- ・家庭内暴力（虐待）はインケアの理由の一つ、ソーシャルアシスタントが調査して判断。
- ・緊急用の保護場所がいくつかある。一定の期間のみ。
- ・暴力やリスクにさらされた子どもにはもう一人の親と一緒に住める場所がある。父子または母子で。
- ・暴力により子ども自身にリスクがあれば裁判で親の親権制限ができる
- ・心理治療（カウンセリング）は医療でもできるし、心理面でサイコロジストが対応することもある。
医療は18歳まで無料。

○スタッフ

- ・ソーシャルアシスタント、心理カウンセラーは専門大学卒。
- ・養育者（エジュケーター）は専門職でなくても子どもと接する能力で採用。

○里親育成、里親虐待

- ・里親には給与が出る。
- ・里親になるために、数か月の受講をして認定。子どもがフォスターファミリーに18,000人いたが、今は減ってきている。
- ・里親での虐待もある。子どもを引き上げ、場合によっては解雇する。場合によっては刑事責任を問う。認定した人の刑事責任を問うこともある。過去に2ケース懲役になった里親がある。
- ・認定は各県の局。
- ・基準が規則としてある。
- ・全国の講義プログラムは60時間。これは最低限で各県で上乘せできる。
- ・フォスターファミリーは専門家でないとリスクがある。

○親族養育

- ・親族に預けても3か月の更新がある。
- ・農村では親を亡くした子どもは拡張家族が養育するのが伝統。これも観察のもとに置く。経済的に問題があれば配属手当、衣食住のための最低限の手当を国から支給

○小規模グループホーム

- ・家族タイプの施設は一般の家庭に限りなく近いものという品質基準がある。12～16名の子どもが生活。スタッフは子どもと同程度の人数。常に誰かがいるようにする。常に2～3名いて、観察、保護、宿題の手伝いなどをする。
- ・ルーマニアの農村部では7～8人の子どもの家族は多いので、12～16名は多くはない。
- ・10～12名のより小さなソーシャルファミリー、住み込みで、女性一人か夫婦一組が世話をするタイプもある。
- ・県の児童保護局から心理士とソーシャルアシスタント（社会福祉職）とが定期的に面会に来る。
- ・これらの施設は県局のもと運営し、スタッフは公務員。

○インケア後の対応

- ・里親やファミリータイプの施設で子どもが不満を持った場合に備えている。
- ・子どものソーシャルアシスタント、スタッフのソーシャルアシスタント、ケースマネジャーの3人が常に子どもの環境変化を見ている。
- ・3か月を待たずに、問題があれば3人で対策を検討。ほかの家庭に移す、家庭復帰などをする。

○現在の基本方針

- ・子ども一人一人へのケアを大切にしている。
- ・ファミリータイプでは子どもをできるだけ少なくする。自分だけの場所を保障する。部屋を共有する子どもの数を少なくする。
- ・子どもの年齢が上がればアパートで暮らさせ、そうじや食事やエチケットを身に着けるように考えている。
- ・施設に入らないように、家族から離れないように、虐待されたり、貧困で子どもの世話ができないといったケースを少なくする方針。
- ・2016年に世界銀行とユニセフと共同で調査実施

【所感】

ルーマニアの現在の児童福祉制度について大まかに把握することができた。EU加盟を目標に急速に整えられてきたことがわかった。チャウセスク政権崩壊後の1990年から一気に制度構築がされてきていた。里親制度が整備されてからも日が浅い。里親については、国から給与が出る公務員であるという説明に、視察団一同驚きの声を上げた。日本では里親拡大を図っているが、なかなか里親が増

えないという事情を伝え、どのような工夫で里親が増えると思うかと質問したところ、それは給料が出ないと無理だと即座に答えがあったことが印象に残った。

私たち視察団が日本からなぜこの国を訪問したのかに関心もたれていた。こちらが期待していた、チャウセスクベビーの話やブカレスト早期介入プログラムの話などは全くなされなかった。意識されているのかも伺うことができなかった。

大規模施設を廃止して、日本でいう中舎制規模の施設と里親とに切り替えようとしている方向性が明らかになった。また、親族の養育が制度として位置付けられており、支援が入れられていることも注目された。さらに、体罰禁止法制がいち早く導入されていることにも括目したい。これらは日本にとって参考になる点であると考える。

2. ブカレスト市第1区社会福祉・児童保護局

(Directia Generala de Asistenta Sociala si protectia copilului-Sect1
(DGASPC-Sect1) (General Directorate of Social Work and Child
Protection 1st District))

訪問日：2017年9月21日

インタビュイー：オアナ・ロマン Oana Roman（戦略・プロジェクト・プログラム部門長）
ラルカ・トゥドル（レジデンシャルサービス部門長（心理職））



庁舎の外観
(1階に緊急の保護施設があった。また、
自閉症センターなど障がい児関係の施設
も入っていた。)



インタビュー風景

児童保護機関の一つとして、ブカレスト市第1区の児童保護局を訪問した。ブカレスト市は放射線状に6区に分けられており、第1区は人口約23万人程度である。課題は不登校と貧困であるとの説明があった。

実際の児童福祉施策がどのように運用されているのか、興味深いヒアリングとなった。



ブカレスト市内の区分

○組織

- ・ブカレスト第1区の市民への社会福祉サービスの提供をしている第1区役所の直属組織。
- ・各区に同じ組織がある。子どもだけでなく障がい者、高齢者、家族に対する福祉サービス全体を扱う社会福祉局の中に所属する。
- ・区の上位機関としてブカレスト市の社会福祉局がある。
- ・予算は1区の議会で決める。区議会は選挙で選ばれる。
- ・インタビュイーは子ども保護部に所属。部のもとにすべてのレジデンシャルセンターが所属する。
- ・障がいのある大人への支援では約4,000人が登録。障がいの程度によって手当支給。
- ・大人のレジデンシャルセンターや障がいのある若者のセンターもある。
- ・予算は年3,700万ユーロ

- ・子ども保護部だけで職員は2,000人いる。

○区児童保護局のスタッフ

- ・ソーシャルアシスタント
- ・心理職
- ・エデュケーター（養育者）
- ・マターナルアシスタント（フォスターファミリー）
- ・医師
- ・事務職
- ・ソーシャルアシスタント一人当たりの担当は30人まで、最大でも45人。子どもと家族を担当。家族から離れた子どものケアをするスタッフが多い。
- ・ソーシャルアシスタントは社会福祉の専門大学卒。ソーシャルワーカーは高卒でもよく、社会福祉事業の一分野で働くが専門家ではない人。
- ・ソーシャルアシスタント大学は1990年代に開設され、始めは短大だった。そのため国のニーズをカバーできなかった。一時期は専門資格のない職員もいた。農村で業務を実質的に行っていた人をソーシャルワーカーと呼ぶようになった。
- ・ソーシャルアシスタントは足りていない。
- ・2004年の「子どもの権利の保障及び促進に関する法律」（272号法）でソーシャルアシスタントを整備。事例の調査、報告をする業務を規定。自営業としても業務できる。ソーシャルワーカーはその権利がなく、一部の実務だけを行う。

○子どもの保護

- ・通告は親、近隣、親戚、警察など誰からでもある
- ・ニーズ、ケースによって警察につなげることもある。何らかの刑事責任を負う事件を起こした子どもは、局で保護して心理職が聴取したりもする。
- ・保護ニーズのある子どもは必ず警察と連携、事件としてみなされる。局としてはソーシャルアシスタントと心理職が関わる。
- ・身元が特定できない子どもは警察の手順にのっとり対応する。
- ・誘拐された子ども、行方不明になった子どものこともある。
- ・局と警察で動き、インケアの決定をする。
- ・裁判所が関与する場合は、14歳以上の子どもが不同意、保護者のどちらかが不同意の場合。
- ・初期評価はソーシャルアシスタントと心理職、場合によっては医師がし、報告書にする。子どもの状況、社会心理状況を評価。行き先を決める。
- ・両親が保護権を持ってないという判断をした場合、措置の決定。6か月で状況を確認し、家族が改善したら家庭復帰が第一優先。
- ・保護者にはカウンセリングがある

- ・緊急保護施設はこの局建物の中にある。街で見つけた子どもを警察か誰かが連れてきて緊急受入れすることもある。

○子どもの措置の種類

- ・3つの大きなレジデンシャルセンター（措置センター）がある。1つは近く廃止予定。35～40人の子どもが入所している。
- ・ファミリータイプの施設は6つある。うち5つは重度の障がいを持った子どもが入所している。
- ・障がいのない子どもの施設は1つ。
- ・ソーシャルアパートで高校生や大学生が生活している。現在4つのアパートに13人。
- ・親戚に預けている子どもは149人。親族養育は4親等の親族まで。
- ・マターナルアシスタント（フォスターファミリー）には130人措置している。
- ・保育園を直営。有料と無料の枠があり、一部は養護目的で入所させている。子捨てを防ぐことが目的。
- ・措置には優先順位がある。第1優先は親戚の養育、次はフォスターファミリー、そしてファミリータイプの施設があいているか、そこがなければ旧来の施設になる。
- ・兄弟姉妹は一緒にする。

○重度の子どものケア

- ・スタッフはエジュケーター（養育者）、看護師、清掃員、運動療法士
- ・ファミリータイプの施設には医療室や感覚刺激室を設置して、外から療法士が週2回来る。
- ・公務員は給料が安く、他の医師がパートタイムで来ている。
- ・社会福祉関係の給与が安く、2009年から2014年の間にやめた人が多い。

○ルーマニアの児童保護の歴史的状況

- ・2,000万弱の人口に18歳未満は373万4,667人。社会福祉サービスを57,000人以上の子どもが受けている。
- ・そのうち、レジデンシャルケアが2万人弱。フォスターケアと親戚の養育が合わせて37,000人くらい
- ・57,000人は何らかの形で見捨てられた子どもと思われる。
- ・1970年ころから出産した子どもを捨てることが多く見られた。中絶禁止法があったため。政府は子どもを多くほしがったがケアはしていなかった。食べ物がなく、生まれても健康に問題のある子どもが多かった。当時は保護者が自分で世話ができれば収容所という政策だった。

○里親（マターナルアシスタント）について

- ・他区とも連携してマターナルアシスタントになれる人を探して預けるようにしている。
- ・2004年に大型収容施設を廃止し、マターナルアシスタントのネットワークを作ろうとした。募集キャンペーンを開始した。

- ・ブカレストや近隣で里親になれる人を登録。
- ・里親は専門家で、講義や実習がある。里親（マターナルアシスタント）は職業
- ・里親になってからの活動評価基準があり、それぞれにケースマネジャーがつく。
- ・子どものソーシャルアシスタントと里親のソーシャルアシスタントとがいる。
- ・里親に虐待の疑いがあれば警察対応になり、分離する。
- ・子どもが里親を拒否しているという時期の問題には心理カウンセリングをする。
- ・ケースによってはフォローの周期を短くする。その周期はソーシャルアシスタントが決める。
- ・里親から子どもを見るのは限界と連絡を受けたソーシャルアシスタントは早く対応。
- ・里親支援は月2回の訪問が基準。養育状況の社会評価が3か月に1回、社会心理評価が6か月に1回。労働大臣命令で行っている。
- ・里親には国の平均給与に当たる月2,000レイ（1人当たり）に困難勤務手当が15%出る。預かっている子ども一人に月600レイの生活費が出る。
- ・マターナルアシスタントの条件はない。性別、生活環境、既婚未婚の条件はない。夫婦だと子ども5人まで可能。年齢は18歳以上であればよい。ただし子どもと18歳以上の開きがあることが条件。70歳くらいの里親もいる。男性でもマターナルアシスタントと呼ぶ。
- ・子どもの受け入れは実際には二人まで。
- ・常に医療観察が必要な子ども以外は、3歳未満であれば施設ではなくマターナルアシスタントに措置。
- ・田舎の方がマターナルアシスタントをしてくれる人が多い。
- ・農村は住居に余裕もある。マターナルアシスタントの条件として子どもの部屋が必要。
- ・複数の子どもの場合はそれぞれの子どもに一部屋必要。面積の要件がある。
- ・法的には3歳になると別の保護に出すことになるが、実際には3歳以降もほとんどの子どもがマターナルアシスタントに残る。
- ・3歳以降も、18歳まで自分の子どもとして育てる場合もある。深い関係ができてしまう。
- ・局としては職業だけにしてくれとは言えない。養子縁組ではなくても18歳までいる。
- ・大学などの教育施設に入れば保護は26歳まで延長される。その間は800レイの配属手当と生活費のための費用が出る。大学の教科書や教材が買えるようにしている。

○親族養育について

- ・ソーシャルアシスタントの評価を受けることになっている。
- ・親戚には配属手当が出る。子ども一人当たりひと月800レイ。すべての子どもに対する政府支給手当85レイも出る。障がいのある子どもは手当が倍、免税や交通機関の無料券などがある。医療費は無料。

○養子縁組について

- ・ソーシャルアシスタントが手順に従って手続する。

- ・各局に養子縁組部門がある。
- ・養子縁組を子どもの保護対策としては考えていない。あくまで司法上の身分の問題。別の保護者を決めること。
- ・養子縁組には二つの要件。養子になり得る条件を満たした子どもとその子どもを養子にしたい家族がある。
- ・養子になり得る子どもは保護制度から出てきている子ども。
- ・裁判で条件を満たしていると認定を受ける。
- ・養子縁組はこれまでの親戚が全て消されて新しい親戚ができる。
- ・保護中の子どもには親がいるし親戚があり、いつでも家族を一緒にしたいという申請が出る。
- ・司法上は14歳以上のこどもは子どもが養子になりたいと申請して初めて養子縁組できる。子どもが自分のためによいという意向があって初めて手続きに入る。
- ・ルーマニアでは自分の子どもではない子どもを育てることには抵抗がある。
- ・国際養子縁組にはEUの規制がある。2004年の法制定後は行われていない。
- ・昔は裕福な家庭が貧困な子どもを養子にするということがあった。今はそれほど裕福でない人も養子を求めることがある。

○ルーマニアの子育て

- ・都市と農村では違うが、基本的には女性が家事と子育てをする。
- ・農村では飲み屋から男を連れ出すのは女性。農村ではアルコールの問題がある。

○ルーマニアの学校生活とアフタースクール

- ・学校は2部制で、午前の部と午後の部がある。
- ・小学校は長くて4時間。8時から遅くても13時前に終わる。放課後に過ごす場が必要。
- ・5～8年生は週5日で25時間（1時間は50分授業）
- ・高校は週30時間
- ・小学校には学内にアフタースクールがある。保護者負担で運営している場合もある。
- ・登校拒否防止策として、アフタースクールの費用を当児童保護局で払っている。貧困で登校拒否の恐れのある人たちが対象。
- ・学校の場所を借りて当児童保護局がアフタースクールを運営したこともある。
- ・当児童保護局がやっているアフタースクールは給与をここが支払う。学内のアフタースクールは区役所から教師の残業として給与をもらっている。

【所感】

インタビューに応じてくださったお二人は、話し始めると熱く現状を訴える場面もあった。暗中模索しながら支援に取り組んでおられる姿勢は、制度の違いはあっても日本における私たちと同じだと共感を覚えた。

里親（マターナルアシスタント）が職業として位置付けられていることが印象的だった。しかもその支援に当たっては、ソーシャルアシスタントによる月2回の訪問や3か月ごとの評価、子ども・里親（マターナルアシスタント）双方にソーシャルアシスタントがついていること、親族養育についても制度的にフォローしていることなど、我が国に比べて充実していると感じさせられた。ソーシャルアシスタント1人当たりの担当ケース数も我が国よりも少なく保障されていた。

一方で、3歳未満の子どもは里親（マターナルアシスタント）への措置を基本とするものの、3歳以降はどうなっているのか、措置決定における裁判所の関与方法など、よく把握できなかった点も残った。

急速に里親制度を整備し、大規模施設の小規模化を進めている国の一つとして、我が国の取り組みの参考にしてゆきたい。

表3 第1区児童保護局が現在措置している子ども数（又は箇所数）（ヒアリングの中で聴き取った人数（又は箇所数））

親族等養育		149人
里親（マターナルアシスタント）		130人
施設養育	レジデンシャルセンター（35～40人の子ども）	3か所
	ファミリータイプ（12～16人の子ども）	6か所（うち、5か所が障がいがある子どものための施設）
	ソーシャルアパート（高校や大学に通学）	4つのアパートに13人

3. 社会的養護下にある障がい児施設 (Centru de copii handicap Casa Bradut)

訪問日：2017年9月22日

インタビュイー：ヴァレリア・ロマ（サービス責任者・心理学者）

ブカレスト市第1区児童保護局の訪問後、説明スタッフとともに、ファミリータイプの施設を訪問した。

重度から準重度の知的障がいがある男子が入所しているグループホームであった。2005年に開設され、定員は16名だが現在は4歳から24歳まで17名が生活しているとのことだった。



施設の前で。左から通訳のフロリンさん、第1区児童保護局のラルカさん、当施設のロマさん。

1. 施設の概要

- ・知的障がいを主に、身体障がいの重複の方も入所し、治療、リハビリ、社会統合治療を受けている。
- ・家庭に近い生活をする。自由に活動ができるようにしている。地域社会の人とも触れ合っている。入所者はここを自分の家だと思っている。
- ・ここから地域の学校や障がい関係の特別学校に通学。
- ・移動用に車いすで利用できるマイクロバスを所有。
- ・ひとりひとりにファイルを作成。プログラム、リハビリ計画を立てる。10歳以上は子どもの意見を聴く。
- ・感覚刺激室（スヌーズレン）にはウォーターベッド、バブルユニット、光るカーテンなどがあったり、セラピー室には型はめなどの遊具がたくさんあった。医務室もあった。
- ・予算は区の児童保護局から出ている。一部は寄付で賄っている。

2. スタッフ

- ・スタッフは22人。ソーシャルマザーと呼ばれるケアワーカー、看護師、エデュケーター（養育者）、清掃スタッフがいる。シフトは4交替。12時間働いて24時間休みの繰り返し。看護師も生活のケアをしている。スタッフは女性のみである。
- ・言語療法士や心理療法士は外から来ている。

3. 入所者の現状

- ・保護者との面会交流がある人は2人。自室で家族と過ごす。子どもと保護者との関係を強くしたいと考えている。
- ・施設での養護は重症度別、男女別に分けられている。
- ・18歳で大人の施設に移ることになる。家庭引取りの事例はない。

- ・2005年に大型収容施設を廃止し、親戚宅に行ける人以外が小型の施設に入所。
- ・24歳になっている人も入所しているが、大人のためのサービスが少ない。



施設内のリビング

【所感】

日本でいうと、中舎制の寮舎を思い浮かべる構造であった。居室の他に、セラピー室、感覚刺激室（スヌーズレン）などの部屋が配置されていた。建物内はきれいで、様々な装飾がされぬいぐるみなどが多数置かれており、ほっとできる雰囲気に包まれていた。

個々のファイルを作成して支援計画を立てたり、心理治療や言語療法などの専門的なケアに取り組まれている様子も伺え、個々の子どもに応じたケアを実施しようとする姿勢が感じられた。「彼らはここを自分の家だと思っている」という説明に、落ち着いた生活が展開されていることを思わせられた。

児童保護局内の一組織として、運営も主として公費で行われているのが特徴である。日本の小規模ケアに比べると規模は大きいですが、ルーマニアが現在進めようとしている社会的養護の場のサイズの典型例なのだろうと思われた。

4. SOS 子どもの村ルーマニア (SOS Satele Copiilor Romania)

訪問日：2017年9月22日

インタビュイー：ダイアナ・ボダル（ジェネラルマネージャー）他

<https://www.sos-satelecopiilor.ro/>



2.5ヘクタールの敷地の中に、10のSOSファミリーとセンター棟の他、保育園と幼稚園が点在していた。



説明を受けたセンター

国勢的な組織であるSOS子どもの村傘下のブカレストにある村を訪問した。

自然豊かな広大な敷地の中に建物が点在していた。説明はパワーポイントで整理された資料が用意され、スタッフが入れ替わってそれぞれの事業について説明があった。説明はブカレストの村だけではなく、ルーマニア国内他地域の取り組みを含めて行われた。（わざわざ当日のために国内他地域の子どもの村からスタッフが集まったものと思われる。）



後列が説明していただいたスタッフのみなさん

1. 事業の内容

- ・チャウセスク政権崩壊後の1990年設立。
- ・事業としては血縁家族の支援と代理家族の取り組みがある。
- ・血縁家族への取り組みとしては、カウンセリングセンターや親子のためのセンターを運営している。目的は親子分離を発生させない支援。親子分離リスクの高い家庭が対象となる。現在800人の子どもを支援している。
- ・代理家族の取り組みがSOSファミリーの運営。SOSマザーのもとで4～5人の子どもが暮らしている。ブカレストの村では10家族。その他国内に2共同体がある。それぞれ11家族と6家族。
- ・養育の質を確保しており、18歳後の就業や住宅確保の成功率は90%以上となっている。3年間就業を継続した若者には15,000ユーロが与えられ、これは返還義務がない。

2. 未然防止について

- ・3つの拠点でカウンセリングセンターを運営。
- ・デイセンターを持つ拠点もある。
- ・アルコールや失業、貧困、DV、ひとり親などのリスクのある家庭が対象。これらの家庭では子どもが分離されるリスクがある。施設に入らなくてすむように防止を図る。家族に残るのが最善の利益だと考えている。
- ・子どもに対するサービスとしては、教育や医療につなげること、衣類や必需品の支給、自由時間活動、社会カウンセリングがある。
- ・親のための活動としては、住宅・身分の証明書発行の支援、就業のサポート、職業オリエンテーション、親教育、子どものニーズをよりよく理解するためのカウンセリングがある。
- ・2016年には251家庭、1,158人の子ども、82人の若者を支援した。

3. カウンセリングセンター

- ・家族へ家庭のあり方を伝える。
- ・子どもへの性教育を実施（婦人科医師はボランティアで参加）
- ・学校や幼稚園でワークショップを開催。具体的には歯磨きの仕方、音楽やダンス・運動のワークショップ、スクールガーデンの手入れ、実生活に必要なワークショップなど。
- ・保護者の中には、子どもに荒っぽい言葉をかける、出生証明ももらわない、子どもに乞食をさせる、アルコール依存やDVといった人がいる。
- ・行政からのつなぎ方は、リスクがあると児童保護局が認定し要請がある。保護者が自分から相談に来る場合もある。学校から相談が来る場合もある。こちらで発見して申し入れる場合もある。
- ・ケースによるが通所は週1回から月1回。家庭訪問もしている。
- ・対応の流れは初期評価をして、保護者と合意の上で指標を立てて契約し援助を実施。基本的に6か月間。指標が満たされないと延長する。
- ・リスクがなくなっても3か月はモニタリングして維持されているかどうかを見る。
- ・児童保護局とは共同で計画を立て、重ならないように補助的に動く。児童保護局にも協働するスタッフが置かれている。
- ・カウンセリングに来る人はすでに少し改善している。
- ・地域共同体の資源を効率的に活用するため、共同体と共にする取り組みを考えている。
- ・共同体によるサポートも検討。共同体協議会を組む。
- ・DVケースでは警察と児童保護局と連携する。

4. SOS ファミリー

- ・児童保護局からケースが繋がってくる。契約を毎年更新する。児童保護局はSOSのことをよく知っている。
- ・現在27家庭で3歳から26歳（教育機関に入っていれば）まで200人受け入れている。

- ・兄弟姉妹は一緒にする。7割の子どもが兄弟姉妹と一緒に。この形態が有効。
- ・SOS マザーと生活するのは14～15歳までで、その後は青年共同体に移る。青年共同体はブカレストに2か所、モルドバに1か所。
- ・希望があれば高校生は数人でアパートで暮らし、カウンセラーがシフトで入る。半自立生活になる。そうじ、買い物、調理は自分です。情緒面をカウンセリング。
- ・ケースマネジメントを一人一人にして、入所した子どもの元家族と統合したアプローチをする。そのためソーシャルアシスタントと常に連絡を取り、児童保護局と連携。
- ・元家族に復帰できるように共同体資源を探る。例えば住居確保。
- ・元家族と交流し相互訪問できるようにする。
- ・子どもの知識や技能を伸ばして就職できるように支援する。
- ・アタッチメントの問題やトラウマがある。その子に適した心理カウンセリングをする。
- ・2年前は60名に薬剤治療（ほとんど精神安定剤）をしていたが、現在は20名。やめた子どももカウンセリングしている。成果が出ている。
- ・スタッフは110人。継続教育、スーパーバイズ、インターバイジング（お互いの評価）をしている。24年前から働いている人もいる。新しい技能を身に付けている。

5. 予算

- ・4～5年前までは母体組織から補助を受けていたが、2020年までに自己資金で運営しなければならない。母体組織からの補助が毎年20%減額になっている。
- ・母体組織から21%、公的資金やファンドレイジングから44%、子どもの手当てなどが17%、その他が1%、外部提供者から17%になる。この母体組織分が0になる。
- ・ルーマニアから360万ユーロ（4億円）必要。

6. 質疑応答の中から

- ・ブカレスト早期介入プログラムの影響はあるか？→SOSにとっては影響はない。研究の影響で国が法律を変え、3歳未満の子どもの施設入所を禁止した。
- ・SOS マザーはどういう人か？→ソーシャルペアレント（社会親）。大卒でなくてもよいが、SOSでは大学卒を採用している。SOS マザーは従業員。住み込み。休暇中はSOSファミリーにアシスタントが入る（マターナルアシスタントは3歳未満を養育する里親でSOS マザーとは異なる）。
- ・マターナルアシスタントの研修プログラムとSOS マザーの研修プログラムの違いはあるか？→全く異なる。マターナルアシスタントは住み込みではない、基本的にマンツーマン。SOS マザーはSOSが雇用し、里親手当をもらっているのではなく、SOSから報酬をもらっている。

【所感】

自然豊かな環境の中にあっただが、取り組みは系統的に整っている印象を持った。スタッフの専門性が高く、また理念と熱意をもって取り組んでおられることが感じられた。説明も体系的に整理さ

れていた。

代替家族における養育だけではなく、むしろ地域での在宅支援を重視して、親子の分離を予防し家族での生活を支えようとする意志を強く感じ取ることができた。そのために地域共同体における支援を重視し、地域資源をマネジメントして活用して、支援を組み立てようとしていた。またカウンセリングも重視され、子どもの心理的なケアをそれらの取り組みの中に融合していた。SOS子どもの村という機能を中核として地域支援を行うという点で、わが国でもとても参考になる進んだ取り組みがされていたように思う。

SOS マザーは里親と言うよりは施設職員の位置づけに近いと感じたが、家庭環境での養育を行おうと取り組まれていた。また、10代半ば以降の子どもたちは、青年共同体での生活や、さらにはアパートでの半自立的な生活を営んで支援しており、日本にはないタイプの生活施設として注目したいと感じた。子どもの自立心を育みながら見守る支援が可能となるのではないかと感じられた。

5. セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニア (Salvati Copiii Romania)

訪問日：2017年9月22日

インタビュイー：ガブリエラ・アレクサンドレスク（CEO 会長）

ダイアナ・ストンカレアヌ（カウンセリングセンター統括）

子ども支援の民間団体の一つであるセーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアを訪問した。明るい大通りに面した近代的な建物の中にあり、壁には様々な子どもの問題を訴えるポスターが貼られていた。会長とカウンセリングセンターの統括から話を聞いた。ここが最後の訪問先であったが、説明で使用されたパワーポイント資料はルーマニア国内の子どもの問題が総合的に、しかも分かりやすく視覚的にまとめられており、ルーマニアの事情を最も把握しやすい説明であった。情報収集整理の専門性の高さを感じた。



ブカレストの目抜き通りに面した入口



種々のポスターが貼られたエントランス

1. 事業内容

- ・チャウセスク政権崩壊後の1990年に創始。1997年に国際組織に加盟。
- ・国内に13か所の支所を持ち、公的機関とも連携している。
- ・スタッフは114人。ボランティアが3,500人。
- ・1990～2016年までに延べ150万人の子どもを支援してきた。
- ・教育、医療、社会支援、DV保護、人権意識の推進を行っている。
- ・財政的には国民や企業からの寄付で340万ユーロを集める。
- ・SNSを通じてお金が入る。15,000人から集まる。
- ・企業は税金の2%を非政府団体に出せる。2万社から集まる。

2. ルーマニアの現状

- ・2016年の人口は1,963万8,309人。18歳未満人口は369万8,878人。
- ・1992年には18歳未満人口は500万人あった。出生率の減少や国外流出がある。EU諸国に流出し

ている。

- ・2016年の一人当たりGDPは8,500ユーロ。EU平均の33%で日本の21%。
- ・文字を読めない人が245,387人(2011年)。うちロマ人が67,480人。
- ・相対的貧困率は23.8%。子どもの貧困率は30.2%。
- ・1歳未満死亡率が0.8%。EUは0.37%。
- ・18歳未満の若年出産数がヨーロッパ内で最多。
- ・保育園入所が都市部で5%、農村部で0%。
- ・幼稚園入園率が5割。
- ・登校拒否が282,000人(7～17歳)、小中学校で34,293人。(2014～2015年)
- ・教育予算のGDP比率が3%。EU平均は6%。
- ・アビューズ&ネグレクトでは、63%の子どもが身体的虐待(体罰)を受けており、保護者は38%しか認めず、体罰肯定が20%。
- ・校内暴力の増加
- ・いじめについては、4人中一人が侮辱されたことがあると答えた。
- ・オンライン暴力の影響を45%が受けたと答えている。22%は性的情報の影響を受けている。
- ・国外出稼ぎで親が置き去りにする子どもを保護機関は97,841人把握。しかし25～35万人いると推測。捨てられた子どもと同じ気持ちを抱いている。相談する人がいない。年長の兄弟姉妹が親代わり。教育を受けられていない。

3. 乳児死亡率を下げるために

- ・出産病院の近代化を図る取り組み。セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニアは76か所の病院に寄付し機械を設置。31,000人の赤ちゃんを支援した。
- ・出産スタッフの育成のため、海外から講師を読んで研修実施。
- ・母親が教育を受けていないことが一つの原因。農村部は都市部の2倍高い比率。看護師・医師・ソーシャルアシスタントの3人で教育を実施。59自治体で32,000人の妊婦を支援した。
- ・18歳未満の出産数が多いため、学校で教育を実施。
- ・連携先の保健相は大臣が次々と替わる。大臣が替わると方針が変わる。法律よりも大臣の言うことが優先される。
- ・母子保健部門がようやく整備された。

4. 教育を受ける権利の保障

- ・夏の期間にチームを派遣して幼稚園に行っていない子どもの入学準備講座を実施。学校を借りて行う。2か月間。行儀作法や学校での基本的なことなどを教え、効果がある。
- ・入学準備講座の70～75%はロマ人。ロマ人は学校は義務で仕方ないと考えているが、幼稚園はどうでもよいと考えている。
- ・社会福祉職がロマ人とコミュニケーションをとる。

- ・農村部では、水道から水が出ることを経験できない子どもが5割くらいいる。給食をきょうだいに持って帰る子がいる。きょうだいで服を共有している家庭もある。
- ・2004～2016年の間に、334チームが6,900人の子どもと4,750人の親を支援した。また、1,614人のエデュケーターを育成した。
- ・この取り組みの結果として幼稚園に入園が40%、学校に入学が57%で、97%の成功率である。
- ・政府からの補助はほとんどない。

5. アフタースクールやセカンドチャンスのプログラム

- ・ルーマニアでは義務教育の学校が2部制。3部制のところもある。3時間から4時間で子どもは帰る。そのために子どもが家に帰らなくてもよい場所が必要。そこで給食や宿題の支援を受けることが必要。多くの学校がアフタースクールを少しずつ作ろうとしている。
- ・セカンドチャンスといって、働く必要がある子どもや学校に行かせてもらえない子どもを学校に、4年まで遅れた子どもはそのままになるが、その子どもたちを再入学させるための取り組みがある。
- ・特にホームレスの子どもたちが90年代に多く、その子どもたちを対象として始めた。日本のNHKから支援をもらった。当時ホームレスの子どもが5,000人くらいいて日本でも報道された。町に出て子どもたちを助ける活動をした。13～14歳で小学校1年しか出ていない子どももいた。そこでセカンドチャンスと言うプログラムを始めた。
- ・両方の取り組みで20,100人の子どもと16,300人の保護者を支援した。
- ・アフタースクールで91%の子どもが成績アップし、セカンドチャンスで85%が入学1年で所定の成績を満たした

6. 虐待防止、体罰について

- ・子ども・親・専門家が働ける環境作りをしている。
- ・家庭と子どものカウンセリングセンターを開設。一つはここにある。各地方都市にもある。
- ・オーストラリアやスウェーデンで教育を受けた40人の専門家が従事。
- ・無料で心理治療やペアレンティングを実施。
- ・子どもと接する職業の人（医師など）へ子どもに接するための教育も行っている。
- ・2005年には体罰及び凌辱的ふるまいを禁止する法律（272号）が施行された。
- ・子どもへのオンライン安全教育を実施。（EUのプログラム） 専門家のためのものもある。学校現場でも啓蒙活動を行っている。警察とも情報共有を図っている。オンライン安全に関する教員向けの冊子も配布している。

7. 出稼ぎに出た保護者が残した子どもの保護について

- ・出稼ぎ先はイタリア、スペイン、イギリス、ドイツなど。
- ・出稼ぎ者が残して行った子どものアフタースクールを開発している。
- ・教育視察局・学校と情報共有し、そのような子どもの多いところで授業をしている。

- ・学校から場所を借り、子どもへの対応や給食を提供。カウンセラーは自前。教員の教育もする。
- ・親と通信できるように、学校から連絡先を聞いて連絡する。
- ・子どもを置いていく場合の法律が成立し、保護者が海外に行く場合は子どもを世話する人を届け出なければならない（代理保護）。
- ・代理保護がないと入園・入学、通院もできない。
- ・マスメディアの会社と連携してホットラインを作っている。国内外から無料で連絡できる。

8. 国外からの移民の子どもへのプログラム

- ・イラン・イラクからの移民が増えている。
- ・ボランティアセンターを設置。延べ 51,300 人のボランティア。ほとんどが大学生。

9. 質疑応答から

- ・2000 年以降アメリカの研究者（フォックスやジーナなど）がブカレスト早期介入プログラムを実施したことについて。
 - そのことは知らない。施設と家庭での子育てにより脳の発達に違いがあるという研究をした人がいるということは聞いている。
- ・欧米の研究者がルーマニアを舞台に研究したことを国内ではどの程度知られているか。国内でそういったデータの共有はされているか。
 - 我々がかかわっていない。政府機関に関わっている人がいるかもしれない。
 - そういった報告があってルーマニア政府が影響を受け、大型施設の廃止に向かっている。3 歳未満の子供を施設に入れてはいけないという法律につながった。しかし、年間 1,200 人の子どもが産後直後に置き去りにになっている。
- ・1990 年以降大規模施設から里親への移行がどう進んできたのか。
 - システムは良くできていない。ぎくしゃくしながら進んでいる。悲惨な過渡期だった。90 年代に EU 加盟のため、政府が仕方なく基準を飲まねばならず、とにかく施設を廃止してそこから出さねばならなかった。一部の人を家族に戻した。多くの人たちを家に帰し、一部の人をファミリータイプの施設に入所させた。家に帰した人たちを全くフォローしなかった。家庭に再統合できるかどうか家庭に受け入れる能力があるかどうかわからないままだった。多くの子どもが家庭に受け入れられずホームレスになった。ビジョンが全くないまま長期のことを考えず短期的にその場の対応をした。姉妹兄弟を分けたりした。子どものためにはよくなかった。EU 規格を受け、自分で法律制度を考え、基準を考えるべきだった。
- ・ルーマニアでの貧困の改善策として教育を重視しているのか。
 - 教育がなく貧困層になっている。親のレプリカになる傾向。国がどれくらい意欲的に貧困に苦しむ家族の子どもたちのためにかかわっているか。法律では 10 年間の義務教育は無償と言うが守られていない。実際には学校での必需品に保護者の給料の 1.5 倍が必要。それが不登校の原因。学校へのプレゼントが当たり前。教科書・補助教材費は保護者負担。我々は最悪の人たちの一部を

助けているが政府が対応しなければならない。財団は調査し評価し最も問題があるところをピックアップし政府に報告。政府の人がどんどん変わり方向性がどんどん変わる。政府に長期のビジョンが全くない。当局は事後処理のみになっている。

・行政でのヒアリングでは今日のようないろいろな数値が話されなかった。行政は把握していないのだろうか。

→持っていないはずはない。現状をどれくらい代表しており、信ぴょう性がどのくらいあるかが問題。さきほど出稼ぎの保護者の問題について話したが、行政が出す数字が全く違う。言わない方が無難なのだろう。国立統計局があるので捜せばデータはあるはず。

【所感】

これまでの訪問先の中で、最もデータが整理され、体系的な説明が受けられた。政府の説明より先に聞いておきたかったというのが偽らざる感想だった。終わりの質疑応答が印象的であったが、行政の把握している実情の正確性に疑問を投げかけていた。また、行政の対応に対しては批判的に見ていた。おそらくこれが正確な状況判断なのだろう。

また、訪問先のどこでもブカレスト早期介入プログラム等の話が聞けなかったため、最後に質問している。ここでもそのことは知られていなかった。しかし結果としての大規模施設廃止とファミリータイプの施設への誘導については述べられた。その背景としては、EU基準を国内の事情を配慮せずに導入したことがあると述べられた。そのために不幸な結果となった子どもたちが多く存在することに触れられた。興味深い聴き取りだった。

ここでは、保護者の海外就労による子どもの置き去り問題にも詳しく触れられた。ルーマニアの子どもが置かれている状況を批判的に把握し、その状況改善のために熱意をもってアピールし政策提言をしていることが印象に残った訪問だった。

子どもの問題について訴えるいろいろなポスターが貼られていたが、わかりやすく視覚化され説得力があり、工夫されていることが感じられた。



暴力を受けた子どもがやがて暴力をふるう成人となることを訴えるポスター

6. 子どものための NGO 連合組織

(Federatia Organizatiilor Neguvernamentare Pentru Copil (FONPC))

訪問日：2017年9月20日

インタビューー：ダニエラ・グエルグ（FONPC 統括責任者）

ボドガン・サイモン（FONPC 会長、Sera Romania）

アンドレイ・デウヌレスク（Parada）

ガブリエラ・ギロルタン（Dr.Alexandra Zugravescu）

アディナ・イホラ（St.Dimitrie）

子ども支援の民間団体の連合組織である FONPC 事務所を訪問した。表通りから入ったところにある事務所は独立した建物で、内部にはカウンセリングルームや子どもが活動する部屋などがあつた。飲み物や菓子類で歓迎を受けながら（訪問先はどこでもそうだったが）、5人の民間団体の代表からお話を聴いた。



事務所でのインタビュー風景



アートセラピーでの子どもたちの絵

1. 組織

- ・子どもの支援のための非政府組織 73 団体が加盟している。9 人の役員で運営。政府で説明を受けた ANPDCA のコマン庁長は、以前は連盟長だったとのこと。
- ・政府の政策に対して指導したり誘導すること、子どもへのサービスの発展とスタッフの育成を図る取り組みをしている。社会福祉サービスのための資金集めもしている。
- ・子どもの人権の保障状況を観察し、国連へレポートをしている。政府ができていないところを補っている。

2. 政策の経緯と現状

- ・共産党政権崩壊後の子どもの養護については、ずっと過渡期が続いている。
- ・1990 年までは捨てられた子どもが施設に収容されていた。15～16 万人と言われる。
- ・1990 年に子どもの権利条約を批准し、子どもの権利を保障することとなった。

- ・現在は入所施設に2万人。以前は100～200人定員の施設で、大きいものでは1,100人の施設もあった。現在は12名程度の疑似家族となっている。
- ・以前は子どもの施策は保健省、教育省、労働省に分かれていた。0～3歳は保健省、3～18歳は教育省、障がい児は労働省に分かれていた。1990年からこれらを一括して各県に移した。
- ・1990年からソーシャルワーカー、心理職、運動療法士が復活した。スタッフの専門制が復活した。
- ・非政府団体の役割は、大規模収容施設の問題を指摘し、新たな施設設置の資金集めをしたこと。
- ・現在の問題は、貧困率が42%であること。家庭内暴力や出稼ぎの置き去り児の問題等があり、問題の源には貧困がある。

3. Parada について

- ・ピエロだった人が作った団体のためこのような名前になっている。
- ・ホームレスの子どもが支援対象。もともと収容施設に入っていて逃げ出した子どもが多い。
- ・自分の命を助けようと逃げてストリートチルドレンになった。一人でホームレス、日雇い労働、家族とホームレスの3タイプがある。
- ・2014年のホームレスの子どもは2,000人と推定。
- ・夜間の移動サービスで、子どもに食事やシャワーの提供、衣類を支給。デイセンターを開設。また、治療に連れて行ったり、身分証明書を作る援助をしている。
- ・2007～2008年ころから覚せい剤が出回り問題になっている。
- ・EU加盟により2007年から国内資金で運営しなければならないが、政府が取り組まないため資金難である。

4. Dr.Alexandra Zugravescu

- ・1993年から国境なき医師団のもとに活動を始めた。
- ・スタッフの専門教育、子どもへの直接支援を実施。
- ・ソーシャルワーカー、エデュケーター2,000人を教育してきた。
- ・2000年～治療センター設置。
- ・虐待やネグレクトにフォーカスしてきた。
- ・現在は小児専門病院で子どもの娯楽室を運営。
- ・ブカレストの各区組織でアートセラピーを実施している。できるだけ子どもたちが自立できるような教育を目指している。
- ・障がい者の運動療法や農村で高齢者のアドバイスもしている。
- ・政府がインケアの子どもへの支援を委託してくるが、委託費はもらえない。

5. St.Dimitrie

- ・不登校の子どもや分離した子どものための活動をしている。
- ・ルーマニアでは不登校の子どもは19.5%、4万人。

- ・義務教育の10年間は教育費は無料だが、教育省視察局の調査はおろそか。
- ・登校しない子どもの家族への強制力がない。
- ・ブカレストの第2、第3区ではロマの人が多く、母子家庭が多い。母親は低学歴。子どもは登校しない。子どもへ教育する意味が理解されない。身仕度ができず服が買えない。文房具が買えない。差別され無視されているなどの問題を抱えている。
- ・学校は8時から12時まで。共働きであればアフタースクールが必要。団体ではデイセンターで宿題ができる場所を提供している。
- ・アフタースクールに子どもを出すことができないと登校動機もなくなる。
- ・デイセンターでは食事、衣類や宿題をする場を提供。
- ・保護者には子どもとのコミュニケーションの取り方をカウンセリングする。
- ・政府からは補助をもらえない。
- ・企業から資金を得ている。ルーマニアの法律で、企業は利益の一部を提供しなければならない。

6. Sera Romania

- ・家族から見捨てられる子どもをなくすため、子どもの養護に関する活動を実施。2007年から活動。
- ・84の大型施設の廃止に関与してきた。
- ・子どもと家族の関係改善とより小さい施設を設置することにより大型施設を廃止してきた。
- ・1,400人のフォスターファミリーを教育した。
- ・リスクのある子どもの治療を3,500人に提供。
- ・6万人の女性に避妊のカウンセリングを実施。1967年の中絶禁止法以降の世代が避妊の仕方を知らない。次の世代も知らなくなる。未成年の出産が多い現状がある。
- ・リスクのある子どもと一般の子どもの成長の調査を支援した。

【所管】

民間団体の代表者たちの話は、自らの取り組みが困難な状況を切り開いてきたという自負に満ち、情熱をもって取り組んでこられたことが伝わってくる内容だった。財政的には苦しい中で、身銭を切つて、またはほとんどボランティアとして活動してこられたことが語られた。一方で、政府の取り組みの不十分さを指摘する発言も多く聞かれた。民間団体として現実に向き合う中で、行政の施策が遅れていることが壁になっているとの痛切な思いが背景にあると感じられた。

どこの国でも、いつの時代でも、こうした先駆的な取り組み、ボランティアな熱意による取り組みが、子どもの権利実現に向けた困難な道を切り開いてきたのだと、あらためて感じさせられるインタビューだった。いち早く問題を認識したこれらの専門家の努力によって、行政に先んじた取り組みが行われてきた。そのことをあらためて考えさせられる訪問となった。

7. Anais 家庭内暴力防止、家族支援組織

訪問日：2017年9月20日

インタビュー：マウリス（代表者）

クリスティーナ（ソーシャルワーカー）

ジュリナ（弁護士）

アデラ（心理療法士）

暴力を受けた女性と子どもの支援をする民間団体である Anais の方たちからお話を伺った。

比較的新しい団体だが、専門性の高さや熱意を感じさせられるインタビューだった。乳がん支援も行っている団体で、支援グッズとして手作りしているハート形のクッションを視察団全員にいただいた。



団体の方が私たちのホテルまで来ていただいて、ヒアリングを行った。

1. 概要

- ・子ども・女性などのリスクを持った方の援助をする団体。家庭内暴力の被害者である女性と子どもを支援。よくない家庭環境にいる人たちのカウンセリングセンターもある。社会面、司法面、心理に関するカウンセリングや母子の支援をする。
- ・活動は2011年から開始。

2. 母子センター

- ・ブカレストにたくさんある。民間のものと行政のものがある。当団体のセンターは母子で入所。3歳未満の子どもを持つ母親の母子センターもある。当団体はともに家庭内暴力の被害者である母子のセンター。
- ・当団体は緊急用のセンターで24時間対応。命に係わるリスクのある人たちのセンター。14日間入所する。
- ・カウンセリングをしてそれぞれの経済状況によって、長期にいられる母子センターに移る場合や家庭に戻る場合、親せきに移る場合という3つの選択肢を取る。
- ・家庭内暴力が証明できると裁判所から保護命令が出て、自宅に戻り加害者がそこから退去させられる。
- ・母子センターは2か月利用でき、復帰センター（リカバリーセンター）は6か月の保護。
- ・当団体では、離婚したい人には司法面のサポートをする。母親の欠勤証明や子どもの欠席の証明、保護命令の手続きなども支援する。
- ・14日間で社会復帰できるようにソーシャルワークをする。

- ・協力企業が1年まで入れるアパートを貸してくれる。
- ・仕方なく家に戻ってまた暴力を受ける人がいる。
- ・2～3割の人は戻ってしまう。
- ・24時間警備付き。公的機関（市役所の機関）の2階に設置している。場所は秘匿している。
- ・建物構造は廊下を挟んで2室ずつ。共通の台所と共通のリビングがある。スタッフスペースもある。
- ・社会福祉活動の認定に関する法律と社会福祉活動の評価に関する法律があり、様々な機関からの監査を受ける。

3. 加害者対応

- ・DVをする夫へのカウンセリングは全国で3団体位が実施している。
- ・加害者への処罰はない。法律改正を訴えている。
- ・治療90日以上でないと傷害にならない。実際にはほとんど刑事責任は問われない。拘束されても20日が出てきてしまう。親権を制限することはできる。
- ・裁判所は6か月間の保護命令を出せる。リスクがあるとみなした場合はさらに6か月延長できる。

4. 母子への心理治療

- ・母親カウンセリング、子どもへのカウンセリング、母親グループへのカウンセリングを実施。
- ・子どもは5歳以上に対応している。
- ・子どものカウンセリングには両親の合意が必要。加害者の同意もないとできない。

5. 相談対応

- ・24時間ソーシャルワーカーが電話対応。
- ・被害者自身や警察や関係機関、あるいは家庭内暴力専用電話番号、子どもへの暴力の電話番号から相談が入る。

6. 組織運営

- ・広報は警察署にPR物を置いている。フェイスブックで他の団体や全国的機関や各県機関と連絡を取っている。全国に同様の団体が6団体ある。24時間対応は当団体だけ。
- ・活動はほぼボランティア。
- ・ブカレスト市役所から補助がある。
- ・母子センターは16人（大人8人、子ども8人）。需要があるので拡充したい。
- ・カウンセリングへは企業から寄付がある。その他の支援には少ない。寄付企業の理解が得にくい。企業も人が替わると寄付は無駄だと言われたりする。
- ・昨年ロビー活動をして、今年から市の補助を得て母子センターを開設できた。

7. ルーマニアの家庭内暴力対策

- ・2003年に家庭内暴力防止法制定、2012年に改正。
- ・2016年にイスタンブール条約（EU）に加入。
- ・国内でデータが統一されていない問題がある。警察と裁判所と自治体のそれぞれがデータを持っている。
- ・父権社会が残っており、その文化背景をどう変えていくかが課題。暴力体質の人が多い。
- ・DVの背景は貧困が一番。覚せい剤やアルコールの問題もある。
- ・拘束力を強める法律が必要。
- ・ソーシャルワークの専門家が必要数の半分しかいない。12,000人足りない。
- ・ソーシャルワーク教育が十分ではない。

【所感】

シェルターに14日間保護してその後の方向性を考えることや、避難後に家に戻ってしまう人が多いこと、男性優位の社会状況、暴力肯定の考え方など日本と共通するところが多いと感じさせられた。日本の女性相談所や母子生活支援施設に近いと思われたが、母子での保護を実施しており、母子それぞれのカウンセリングを行っていることが特徴だと感じた。こうした取り組みを民間の熱意とボランティアな活動で担っておられた。

こうした活動はまだ多くはないと思われるが、先進的に取り組んでおられる姿勢に敬意を覚えた。寄付が必要だが、企業の理解を得ることがなかなか難しい状況であることがうかがえた。しかしAnaisのような取り組みが継続され広がることで、少しずつ社会が変わっていくのであろう。熱意に頭が下がるとともに、活動が継続し広がることを願わざるを得ないヒアリングであった。

資 料

セーブ・ザ・チルドレン・ルーマニア視察でのプレゼンテーション資料
(日本語訳：田中恵子)

Protecția copiilor împotriva violenței

児童保護における暴力対応

SALVAȚI COPIII
Organizația care luptă pentru eliminarea violenței împotriva copiilor

子どもへの暴力防止に取り組む
セーブザチルドレン



VIOLENȚA DE ORICE FEL AFECTEAZĂ SĂNĂȚATEA FIZICĂ ȘI EMOTIONALĂ A COPIILOR.

Specialiștii Organizației Salvați Copiii lucrează împreună cu părinți, profesori și copii pentru a preveni și elimina violența din școli, inclusiv comportamentele asociate fenomenului bullying.

Educația este cel mai bun sistem de apărare.

Salvați Copiii Save the Children Romania

論点

論点

În familie

România este țara unde „bătaia e ruptă din rai” și „buriuană de leac”, țara în care “unde dă mama, crește”, țara în care “copilul trebuie pupat doar în somn” și în care părinții cred că “dacă ei l-au făcut”, tot ei “îl pot omorî”.
(家庭では...暴力が容認されています)

- ✓ 38%の親が、家庭での体罰を認めています
- ✓ 20%の親が、子どもの教育の手段として叩くことをよとしています
- ✓ 63%の子どもが、「家で親に叩かれている」と言っています
- ✓ 18%の子どもが母などで、13%がベルトで、8%が木製のレードルで、家庭で叩かれているとしています

Abuzul fizic asupra copilului, în familia de proveniență, este asociat semnificativ cu comportamente de tip bullying. 家庭での体罰と、いじめの行為は、有意に関連しています。


Page 2 Save the Children.

論点

論点

学校では

- 10人中3人の子どもが、くり返し、仲間はずれにされています
- 10人中3人の子どもが、暴力的なおどしを受けています
- 4人に1人の子どもが他の生徒の前で恥をかかされています
- 73%の子どもが校内でいじめを目撃しています




Page 3 Save the Children.

セーブザチルドレンは、子どもを暴力から守るために闘っています

セーブザチルドレンは、子どもを暴力から守るために闘っています

- ✓ セーブザチルドレンは、子どもたちへの暴力的な態度を変えるための取り組みをしています
- ✓ 15年間で子どもに対する暴力が20%は減少しました。ですから、暴力は撲滅できるはず
- ✓ 親の信念やメンタリティ、行動は、教育を通して初めて変えることができると信じています
- ✓ 大人へ教育を通してのみ、健康的で、ポジティブな代替的行動モデルを子どもたちに与えることができるのではないのでしょうか



Page 4 Save the Children.

取り組みの指針

1. 子どもと家族へのサポートサービス
2. 保健、教育、児童保護の専門家のスキル開発
3. 研究
4. パブリック・エデュケーションと啓発キャンペーン





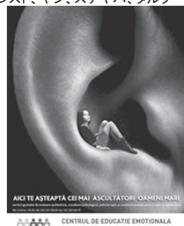
Page 5 Salvați Copiii Save the Children Romania

1. 子どもと家族へのサポートサービス;

- 虐待や精神保健上のリスクがある、または既に診断を下されている子どもと青年に対する地域の精神保健サービスの開発- 全国レベルで6センター(ブカレスト、ヤシ、ステャバ、タルグムレシュ、ティミショアラ)

サービス:

- ✓ 臨床的、精神保健、及び心理的評価サービス;
- ✓ 子どもと青年へのカウンセリングと個人心理療法;
- ✓ 青年へのカウンセリングとグループ心理療法
- ✓ 親へのカウンセリング;
- ✓ 親への教育プログラム;
- ✓ 就学前、低学年児童への社会性と情動のスキルプログラム;
- ✓ 子どもと親のサポートグループ;
- ✓ 社会扶助サービス;



サービスは全て無料で、学際的なチームが、フレンドリーで、アクセスしやすく、スティグマを与えない環境で実施します

Page 6 Save the Children.

1. 子どもと家族へのサポートサービス

15,752人の子どもが、アセスメント、個人/グループカウンセリング・心理療法を受けました



グループカウンセリング



グループカウンセリング



Page 9



個人カウンセリング



1. 子どもと家族へのサポートサービス

16,921人の親が、ペアレンティングのスキルを向上させ、子どもの心理的、及び行動上の課題に関連した具体的アドバイスを受けるペアレンティング・プログラムに参加しました。

Page 11



親へのカウンセリング

Colibași刑務所の父親グループの心理治療と親教育



Page 12



親へのカウンセリング



肯定的なペアレンティングの親教育プログラム

- 日々のペアレンティングにおける肯定的なしつけ(ポジティブ・ディシプリン)
- トリプル P

Asta se întâmplă în 63% din familiile din România, atunci când vin acasă **mami și tati.**

暴力は、63%の家庭で起きている

Save the Children.

Page 13

1. 子どもと家族へのサポートプログラム – on line

Întrebă expertul

Creșterea unui copil ne pune ei de ei în situații pentru care nu avem soluții și răspunsuri.

Experții Salvați Copiii vă ajută să comunicați părinților buni cu răspunsuri la fiecare întrebare pe care o aveți.

Adresați o întrebare nouă

Numele
E-mail
Întrebare*

Articole recente


Copii și violența între părinți
"Turtul de copilărie" și imaturitatea
Bulime și însoțită – o nouă înfruntare

www.parintibuni.ro - "Ask the wizard!" ウィザード形式(簡単操作)
<https://www.facebook.com/ParintiBuni> いいね! が前年の3倍に

Save the Children.

Page 14

2. 子どもに対する暴力防止キャンペーン



目標:

1. 体罰禁止を盛り込んだ児童保護法の実現
2. 体罰と屈辱を与える前の社会的受容レベルを下げる
3. 育児をサポートする親教育の推進
4. 体罰と屈辱的な罰の使用は、違法かつ子どもの権利の侵害であり、子どもの心身の発達に悪影響を及ぼすという意識を高める

Save the Children.

Page 15

2. 子どもに対する暴力防止キャンペーン

Salvați Copiii

ABUZUL VERBAL ȘI VIOLENȚA FIZICĂ ASUPRA COPILOR LĂSĂ RĂNI GREU DE VINDECAT

VIOLENȚA NASTE VIOLENȚĂ.

暴力は暴力を引起こす

www.parintibuni.ro

Save the Children.

3. 保健、教育、児童保護の専門家のスキル開発

- 教師へのトレーニングプログラム – 2200 名が参加;
 - 精神障がいのある生徒がいるクラスルーム・マネジメント;
 - 精神保健の保護要因としての社会情緒的スキルを伸ばす;
- 一次医療、二次医療の専門家(家庭医、小児科医、スクールドクター)へのトレーニングプログラム – 450名が参加;
 - 抑うつや不安など精神保健の問題を伴う身体行動のスクリーニングと早期発見;
 - 家族による虐待(身体的、心理的、性的虐待、ネグレクト)のスクリーニングと早期発見;
- 三次医療(臨床心理士、精神科医)の専門家へのトレーニングプログラム – 250名の精神保健の専門家を受講;
 - 精神障がいの診断を受けた子どものアセスメントと治療
- 児童保護スタッフへのトレーニングプログラム – 580名のソーシャルワーカー、エデュケーター、心理学者が参加;
 - 措置センターの子どもへのアセスメントと介入

Save the Children.

Page 17

3. 能力開発

肯定的なしつけ
評価と心理療法
アタッチメント
攻撃行動のマネジメント
子どもの発達心理学

虐待の特定と介入

Save the Children.



**KEEP
CALM
AND
SAVE THE
CHILDREN**



SAVE THE CHILDREN INTERNATIONAL

セーブ・ザ・チルドレンルーマニアは公益団体です
どのような環境下で暮らしていようと、全ての子どもたちに平等な
機会を保障します

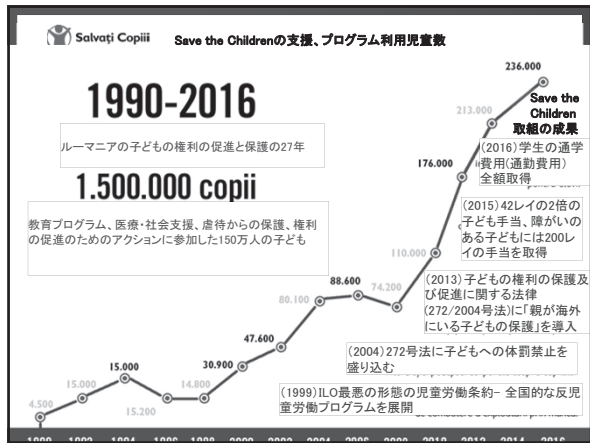
Salvați Copiii

子どもの権利

Save the children International

1919年、Eglantyne Jebb がSave the Children Fundを設立
1924年、国連子どもの権利宣言(同年採択)を起草

Salvați Copiii

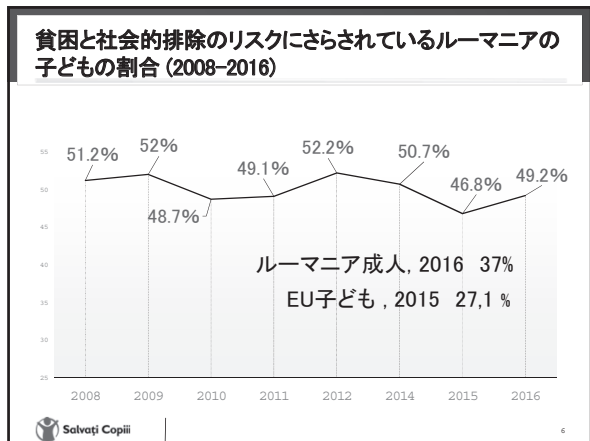


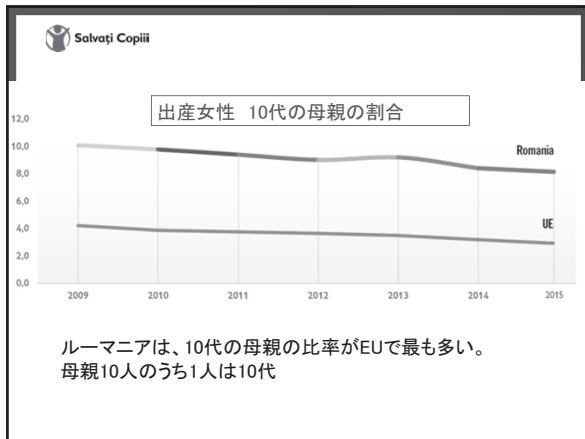
社会経済指標

19.638.309人 人口	3.698.878人 18歳未満人口
一人当たりのGDP 8.500 € EU平均の33% (2016年5月)	245.387人 文字が読めない うちロマ人は67.480人(2011)
人口の23,8% 生活資源が不足(2016)	子どもの30,2% 生活資源が不足(2016)

Data: INS / EUROSTAT, 2016-2017

Salvați Copiii





中途退学 一増加

282.000 人の子ども (7-17 歳)
教育を受けていない

34.293 人の子ども
初等・中等教育のドロップアウト(2014-2015)

Salvați Copiii

オンライン上での子どもの安全

45% の子どもがインターネット上で心理的悪影響を受けたことがある
22% の子どもが性的な言葉を目にした/受けたことがある

子どもの不適切なイメージを掲載していたサイトの数
900: セーブザチルドレン報告 (2016)

Salvați Copiii

Salvați Copiii

生命 生存、発達の権利

乳児死亡率の減少と女性と子どもの健康と栄養の向上

76
maternități:
incubatoare, ventilatoare,
mese de resuscitare și
monitoare de funcții vitale
保育器などの医療機器
76台

au ajutat la
salvarea a

救われた

31.000
bebeluși
născuți prematur
早産の赤ちゃん31,000人

Salvați Copiii

乳児死亡率の減少と女性と子どもの健康と栄養の向上

59
comunități
rurale
servicii socio-medicale
農村コミュニティ
59の社会医療サービス

am venit
în ajutorul a

救われた

32.069
de gravide,
mame tinere
și copii
妊婦、母親と子ども
32,069人


Salvați Copiii

乳児死亡率の減少と女性と子どもの健康と栄養の向上

保健省内
女性と子どもの健康セクション設置

医師研修

政府への申請
妊娠・新生児への適切な投資



13

教育を受ける権利




14


質の高い教育プログラムの開発

就学前教育へのアクセス提供 (2004-2016)

子ども6.900人
334の幼稚園グループへ新規登録

親4.750人
カウンセリングと生活資源サポートを受けた

教育者1.614人 Save the childrenの研修を受講




15

学校の再統合とドロップアウト防止のための全国プログラム

20.100人の子ども
“セカンドチャンス”“アフタースクール”プログラムに参加

16.300人の親
カウンセリング、物資サポートを利用




16

アフタースクール / セカンドチャンス 成果

91% アフタースクールプログラム参加の子どもたちの91%は、開始数か月で大きな進歩を遂げた

85% セカンドチャンス参加者の85%が2年目に進む




17

全ての子どもに教育を

Save the childrenは

- ・労働搾取に対抗し、被害者の子どもたちに初等教育を提供する全国プログラムを初めて実施
- ・2001年、学校に通ったことがない初等教育の年齢を超えた子どもたちに、ブカレストで集中的な教育グループ（セカンドチャンス）を作った



18



子どもに対する暴力の予防のための教育

子どもと家族の相談センター (6カ所)
 ブカレスト2カ所、ヤシ、スチヤバ、ティミショアラ、ターグムレシュ

子どもと親37.600人
 精神療法的介入の効果があった

Salvatji Copiii 20

子どもに対する暴力の予防のための教育

体罰と屈辱的な罰の禁止の法制化

児童虐待予防分野における
 公的機関へのサービス提供

教師と専門家を対象にした
 学際的なトレーニングプログラムの提供

Salvatji Copiii 21

インターネットの安全な利用と教師へのトレーニング (2008-2016)

WWW.ORADENET.RO - 安全なネット利用のためのon-lineプログラム
 260.000 人の子どもと 75.000人の大人が利用

ctrl_AJUTOR - 安全なネット利用のためのアドバイザーライン
 esc_ABUZ - 違法なコンテンツの通報先

学校環境でのネットの安全利用ガイド
 14.500 人の教師がトレーニングを受けています

Salvatji Copiii 22



親が不在の子どもを守る

17の社会教育サービス
 親が海外で働く子どものための学校プログラム

6.200 人の子ども
 学校での支援、心理社会的カウンセリングを受けている

Salvatji Copiii 24

海外に出稼ぎに行った親を持つ子どもへ

Help-Line: 0800.070.040

DIGI(電話会社)提供の無料(ルーマニア国内)のヘルプライン

031.405.30.72

国外からは国内の通常料金で利用可能

2.150 の着信・メッセージ、188 ファイル

- オンラインサポート 法的、心理社会的、子どものサポート
親が国外にいる子ども、さまざまな虐待的な状況にあるケース

www.copiisinguriacasa.ro



25

親が不在の子どもを守る

子どもの権利の保護及び促進に関する法律
(272/2004号法)「親が海外にいる子どもの保護」
節では、親の義務と義務を遵守しない場合の罰則
が子どものモニターに関与する機関の役割に関する
明確かつ詳細な規則とともに導入されました



26

難民等への支援

1995年～ 難民、亡命希望者などに援助と保護を提供し
ています

6.000人の子どもが

社会サービス、教育、レクリエーションサービスを受け
ています



27

理解あるボランティア



子どもの権利を守る大事なパートナーとしてのボランティア

国立ボランティアセンター

51.300人のボランティア

1.200.000 時間のボランティア活動

ボランティア法195/2001号法(2014年改正)における若者のボ
ランティア活動への参加に関わる章の起草に加わり、セーブザチ
ルドレンは、全国のボランティア運動に貢献しました



29



子どもの権利の促進と保護



子どもへの権利の獲得と促進のサポート(1990-2016)

「私たちに権利がある」プログラム
全国大会「子どもの権利」
教育のためのグローバルキャンペーン
全国子どもフォーラム

1.000.000 人の子どもが参加



32



Thank you

平成29年度研究報告書

ルーマニア・ドイツの
児童福祉制度視察報告書
I. ルーマニア編

平成31年2月 日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 川松 亮

印刷 (株)シーケン TEL. 045-893-5171